

新宿区第三次環境基本計画

答申

平成 29 年 12 月 19 日

新宿区環境審議会

<目 次>

	(頁)
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 計画における視点	4
5 各主体の役割	5
第2章 計画の目指すもの	7
1 計画策定にあたっての基本認識	8
(1) 環境に関連する社会的動向	
(2) 区の現況と第二次環境基本計画における取組状況	
2 環境都市像	19
3 基本目標	22
第3章 基本目標と達成のための取組	25
1 基本目標の体系	26
2 基本目標毎の取組	27
基本目標1 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進	28
(兼「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」)	
基本目標2 豊かなみどりの保全と創出	44
基本目標3 資源循環型社会の構築	48
基本目標4 良好な生活環境づくりの推進	56
基本目標5 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進	60
第4章 推進体制と進捗管理	69
1 計画の推進体制	70
2 計画の進捗管理	71
(1) PDCAサイクルに基づく進捗管理	
(2) 計画の進捗状況の点検・評価	
資料編	73
●策定経緯	74
●委員名簿	77
●環境基本計画基本目標の推移	78
●第三次環境基本計画の基本目標と上位計画等との関連について	79

●環境行政のあゆみ	80
●区民及び事業者アンケートの実施概要	82
用語集（区の事業解説等含む）	90
新宿区環境都市宣言	107

第 1 章

計画の概要

計画策定の背景や計画期間等、基本的事項を示します。

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画における視点
- 5 各主体の役割

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

区では、平成 15（2003）年度に「新宿区環境基本計画」を策定しました。

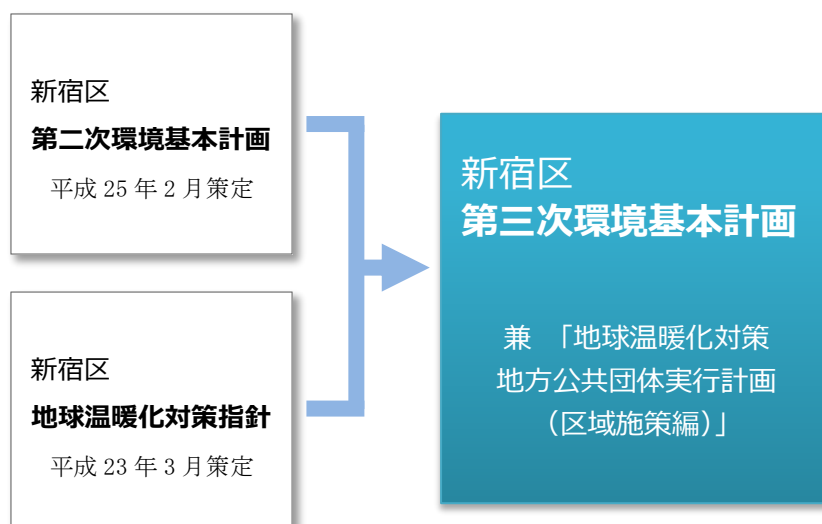
平成 23（2011）年 3 月には、「新宿区地球温暖化対策指針」（以下「温暖化対策指針」という。）を策定し、CO₂排出削減目標を掲げ、地球温暖化対策を推進するための具体的な施策を定め、温暖化対策の取組を強化しました。

さらに、平成 25（2013）年 2 月には平成 25（2013）年度から 10 年間を計画期間とする「新宿区第二次環境基本計画」を策定しました。第二次環境基本計画では、特にエネルギー政策に関する区民意識の変化を捉え、「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用の推進」を基本目標の一つとして掲げ、創エネの推進や地域エネルギーマネジメント構築の方向性を示しました。

平成 27（2015）年 12 月にパリで開催された COP21 に、国が新たな CO₂削減目標を提出したこと等から、新宿区環境審議会（第 10 期）において、「温暖化対策指針」の見直しを行い、区民の省エネルギーに向けた努力が反映できるような新たな削減目標と温暖化対策につながる削減計画の骨子を策定しました。

このような中、区では、平成 30（2018）年度から 10 年間を計画期間として策定する新宿区総合計画（基本計画・都市マスタープラン）に足並みを揃え、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進、温暖化施策の一本化による効率的な推進を目的として「温暖化対策指針」を「環境基本計画」に統合し、「新宿区第三次環境基本計画」を策定することとしました。

●第三次環境基本計画



2 計画の位置付け

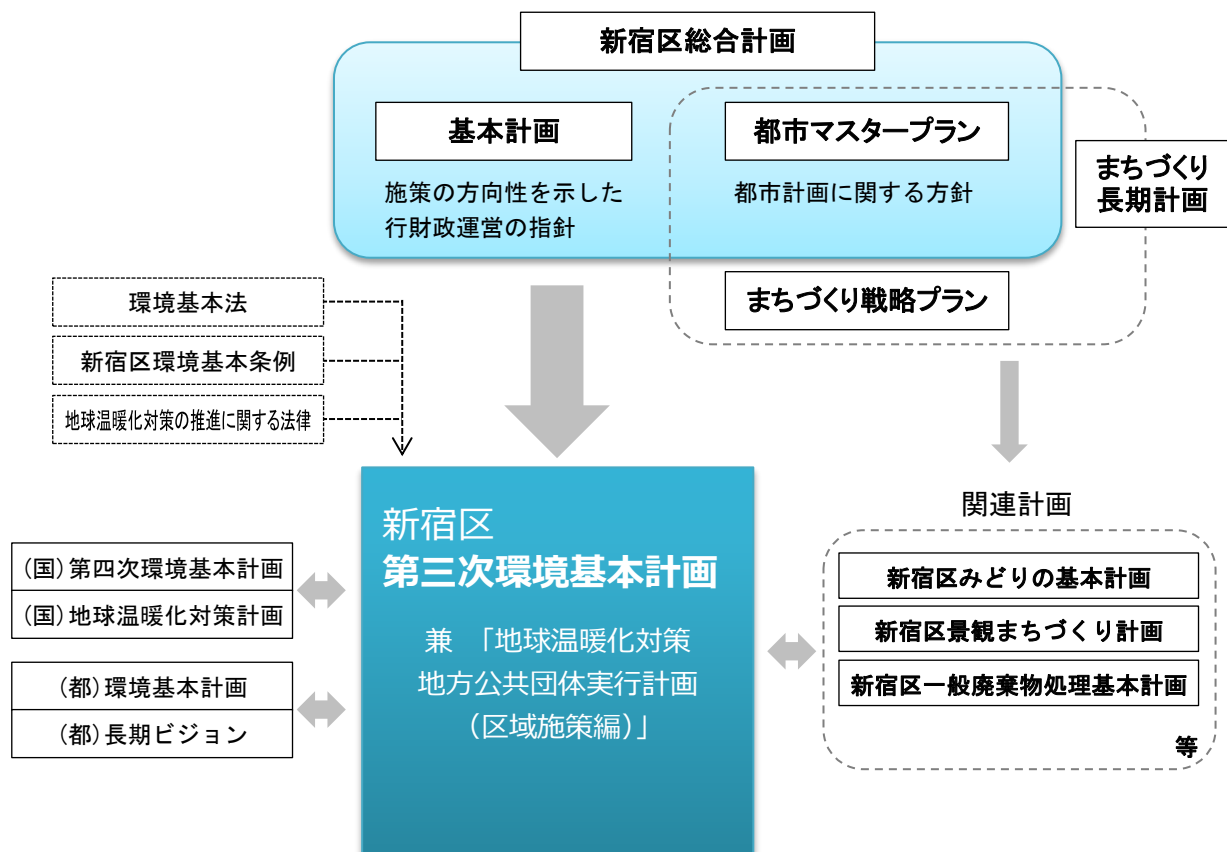
この計画は、「環境基本法」や「新宿区環境基本条例」第7条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

また、地球温暖化対策に向けた一体的な取組を推進していくため、「温暖化対策指針」を「環境基本計画」に統合して策定することとしました。このため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の第4条に定める地方公共団体の責務（地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。）を踏まえ、温対法第21条第3項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとします。

さらに、この計画は、新宿区総合計画（基本計画・都市マスタープラン）に基づく個別計画として位置付け、持続的に発展する新宿区を実現するため、環境の側面から具体的な施策を定める役割を担うものとします。このため、環境保全に係る他の個別計画である「新宿区みどりの基本計画」、「新宿区景観まちづくり計画」、「新宿区一般廃棄物処理基本計画」等との連携・整合を図ります。

なお、この計画は、環境の保全に関する目標と施策の体系に沿って、区、区民及び事業者が環境の保全に関して、配慮し、実施すべき事項を示し、「環境行動指針」としての性格も併せ持つものとなります。

●計画の位置付け

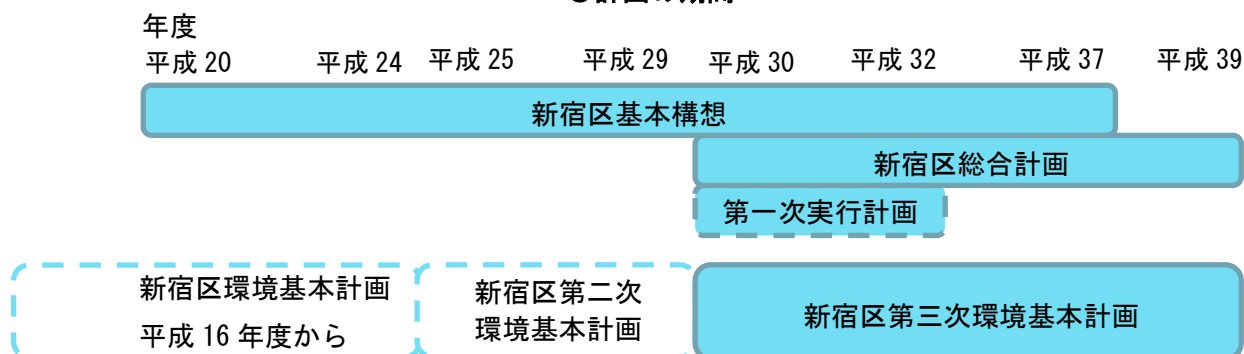


3 計画期間

計画期間は、平成 30（2018）年度～平成 39（2027）年度の 10 年間とします。

また、計画期間内では、概ね 5 年毎に見直しを行うとともに、社会情勢等に変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行います。

●計画の期間



4 計画における視点

この計画は、「新宿区環境基本条例」の理念に基づき、人と自然とが共生することのできる良好な環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会をつくりあげていくことを念頭に、以下の 5 つの環境に係る視点から検討していきます。

ただし、環境項目については限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合には適宜、対応していくこととします。

●視点および項目

環境に係る視点	環境項目
地球環境	地球温暖化・気候変動・ヒートアイランド ／エネルギー 等
自然環境	みどり／水辺／自然とのふれあい／生物多様性 ／自然と歴史的環境との調和 等
循環型社会	3 R／資源循環／食品ロス 等
都市環境	清掃・美化／景観／大気／水／土壌／騒音／振動 ／悪臭／化学物質／ヒートアイランド 等
環境教育・環境学習 連携・協働	ライフスタイル・ビジネススタイル ／環境教育・環境学習／自主的な環境保全行動 ／協働による取組 等

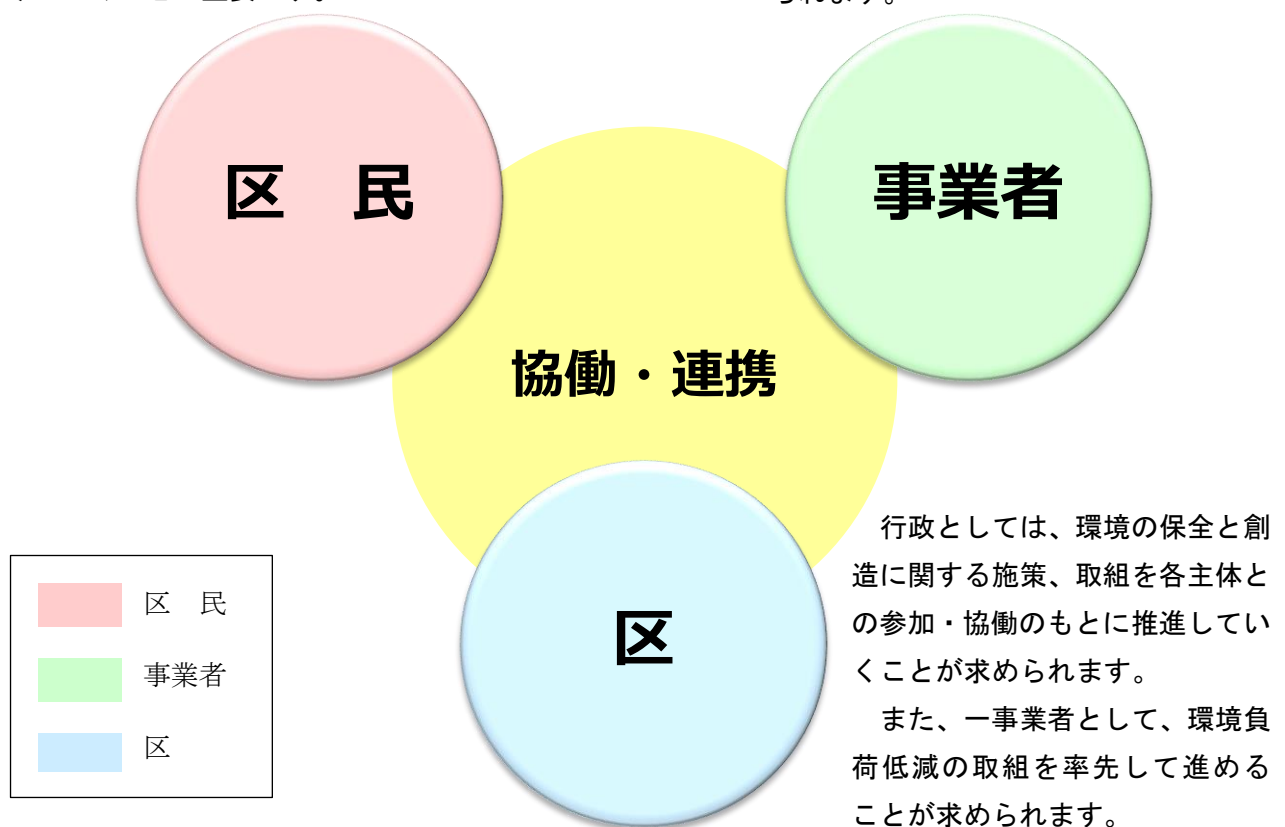
5 各主体の役割

区民・事業者・区は、毎日の暮らしや事業活動が地球環境と密接な関係にあることを自覚し、環境の保全について、自ら考え、行動していくことが大切です。計画の推進にあたり、各主体に求められる役割は、次のとおりです。

●各主体の役割

一人ひとりが環境への意識を持ち、それぞれの立場に応じてできることに取り組むとともに、みんなの力を合わせた行動を広げていくことが重要です。

事業活動は環境に与える影響が大きいため、事業者には事業活動を見直し、環境へ配慮したものへと転換していくことが求められます。



区民	新宿区に住む人、新宿区で働き・学び・活動する人が含まれます。また、地域でまちづくり活動や交流活動に取り組む活動団体、NPOまたはコミュニティグループ等の組織も含まれます。 例) 地域組織（町会・自治会等）、活動団体（NPO等）、児童・生徒
事業者	新宿区内で事業活動を行う企業、商店、病院や個人事業者等が含まれます。また、大学等の学術研究機関や教育機関も含めています。 例) 企業、商店、商店会、病院、個人事業者、大学、私立学校
区	区には、行政、教育委員会（区立学校等含む）、指定管理者、外郭団体も含めています。

第 2 章

計画の目指すもの

区が目指すべき環境都市像を示し、それを実現するための 5 つの基本目標を示します。

- 1 計画策定にあたっての基本認識
- 2 環境都市像
- 3 基本目標

第2章 計画の目指すもの

1 計画策定にあたっての基本認識

(1) 環境に関連する社会的動向

① 地球温暖化の進行に伴う気候変動問題

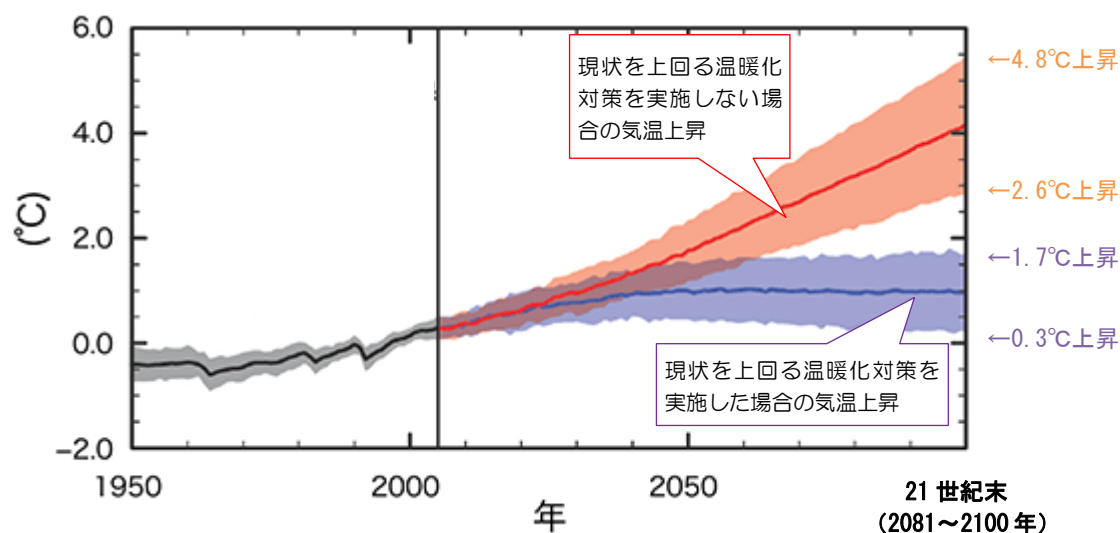
<地球温暖化の将来予測>

世界の平均気温は上昇し続けており、近い将来、食糧危機や多くの種の絶滅が懸念される等、気候変動は人類をはじめ全ての生命にとって重大な脅威となっています。

国連の気候変動に関する政府間パネル（I P C C）は、地球温暖化の科学的な評価と対策を盛り込んだ第5次評価報告書（以下「第5次評価報告書」という。）を平成26（2014）年11月に公表しました。

第5次評価報告書では、1880年～2012年の期間に世界平均地上気温が0.85℃上昇したこと、人為起源の温室効果ガスの排出が地球温暖化の支配的な原因であることを指摘しています。さらに、21世紀末（2081年～2100年）の世界の平均気温は、現状を上回る地球温暖化対策を実施しない場合、現在（1986年～2005年の平均）よりも2.6℃～4.8℃上昇すると予測しています。

● I P C C 第5次評価報告書における世界平均地上気温の変化



出典：気象庁「I P C C（2013）気候変動2013：自然科学的根拠 政策決定者向け要約（気象庁訳）」資料より作成

<気候変動によるリスク>

気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しています。極端な異常気象、海面上昇による島嶼しょ国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足と難民の発生、ジカ熱等の感染症の世界的な拡大等、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動と関連すると思われる事象が発生しています。

●地球温暖化による気候変動リスク



出典：環境省「地球温暖化パネル」

このまま地球温暖化が進行すれば、気温上昇をはじめ、集中豪雨、干ばつ等の異常気象が増え、あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響が生じる可能性が高まると言われています。

区においても、災害による人命の危険や、熱中症及び感染症等の健康被害等、深刻な影響を及ぼす可能性があります。

<気候変動対策に対する国際的な取組>

平成 27 (2015) 年 12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (C O P 21) で採択されたパリ協定は、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効しました。産業革命以降の世界平均気温上昇を 2℃以内に、できれば 1.5℃以内に抑え、今世紀末までに排出と削減が同程度になることを目指し、条約加盟国のすべてが温室効果ガス削減に向けて各国の目標を提出した公平かつ実効的な枠組みで、「低炭素社会」に向けた転換点となるものです。

<今後の課題>

- 温室効果ガスの排出を抑制（緩和）し、地球温暖化によってもたらされる深刻な影響による被害の防止又は軽減を図ること（適応）は、世界に共通する課題です。
- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、将来の世代にかけがえのない地球環境を守り、伝えていくことは、私たちの責務といえます。

② 国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals〔SDGs〕）

平成 27（2015）年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、平成 42（2030）年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、世界が持続可能な発展を目指し、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会全体で解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

平成 28（2016）年 1 月にスタートした SDGs は、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成され、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させることを目指しています。

なお、平成 28（2016）年 3 月に策定した「東京都環境基本計画 2016」では、SDGs について「今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきもの」と言及しています。

●持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標



出典：国際連合広報センターホームページ

<今後の課題>

- 区では、第二次環境基本計画から目指すべき環境都市像として「地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となってつくる持続可能な環境都市・新宿」を掲げています。気候変動対策のための地球温暖化対策をはじめ、持続可能な消費と生産、生物多様性の保全といった世界共通の課題の解決に貢献していくためにも、環境保全施策をさらに推進していくことが大切です。

③ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

平成32(2020)年に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されます。

国は、大会自体の環境負荷の低減と、大会を契機とした東京都市圏を含む国の環境配慮の推進に向け、東京都並びに民間事業者等の取組を推進するため、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」を掲げ、国が主体となって取り組む事項をとりまとめています。

都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を「東京が成熟都市としてさらに発展するとともに、持続可能な環境都市モデルを提案し、豊かな都市環境を実現していくための好機」と捉えています(*)。大会に向けて再生可能エネルギーの導入の推進を掲げており、特に水素エネルギーの活用拡大に重点を置いています。

区は、区内にメイン会場である国立競技場を有しており、国や都と連携して環境に配慮した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の実現に取り組んでいます。* 「2020年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－」(平成27年12月東京都)

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

このプロジェクトは、日本全国の国民が参加してメダル製作を行う国民参画形式により実施します。また、リサイクル金属をメダル製作に活用することで環境に配慮し、日本のテクノロジー技術を駆使することで、金の精錬におけるリサイクル率100%を目指します。過去にもメダルの原材料の一部としてリサイクル金属が含まれた例はありましたが、国民が参画し、メダル製作を目的に小型家電等の回収を行い、集まったものから抽出された金属でメダルの製作を行うプロジェクトは、オリンピック・パラリンピック史上、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が初めてとなります。

このプロジェクトを通じて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では合わせて金・銀・銅あわせて約5,000個のメダルを製作する予定です。

区は、小型家電等の窓口回収に加え、本庁舎1階及び各特別出張所、環境学習情報センター、都庁舎に回収ボックスを設置し、大会組織委員会、東京都とともにこの取組に協力しています。



出典：東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ

<今後の課題>

- 区は、メイン会場である国立競技場を有しており、今後の観光客の増加や施設の整備、運営等による環境への負荷の増大が予想されます。このため、国や都と連携して環境に配慮した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の実現とその先を見据えた取組を進めていくことが必要です。

(2) 区の現況と第二次環境基本計画における取組状況

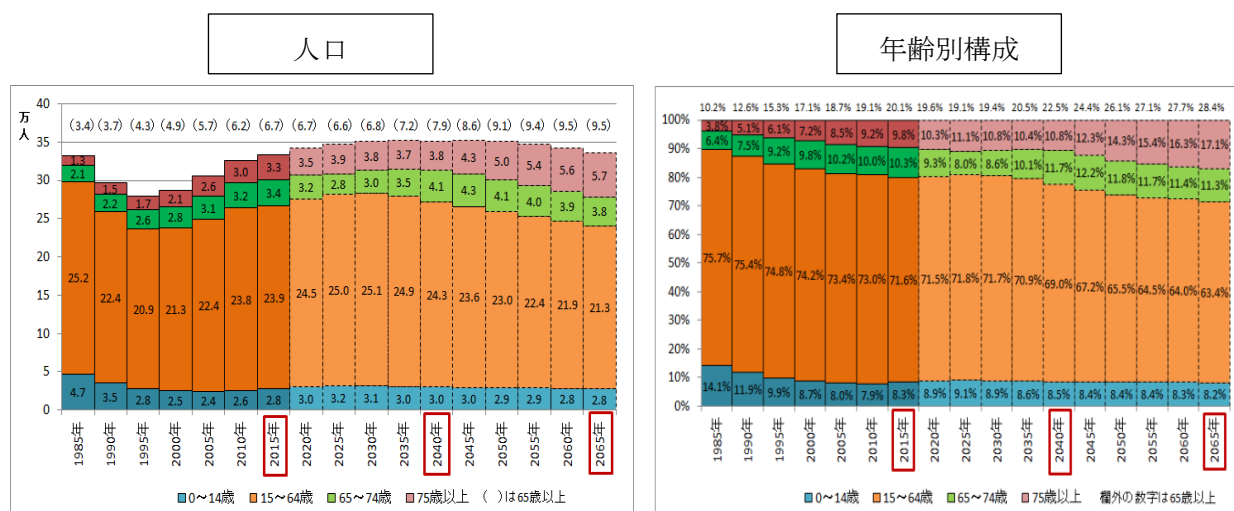
① 人口・土地利用の動向

<少子高齢・人口減少社会の到来>

区の総人口は、昭和 40（1965）年の 41.4 万人をピークに減少し、平成 7（1995）年には 27.9 万人になりました。その後、人口は増加に転じ、平成 29（2017）年 6 月 1 日現在では、34.2 万人となっています。

また、区の将来人口は平成 42（2030）年まで増加し、その後減少するという見通しの中、年少人口と生産年齢人口は平成 42（2030）～平成 47（2035）年頃から減少過程に入り、反対に高齢者人口が増加していくと予想されています。高齢者人口のうち、特に 75 歳以上人口の割合が上昇していくと想定されています。

●新宿区の人口の推移と見通し

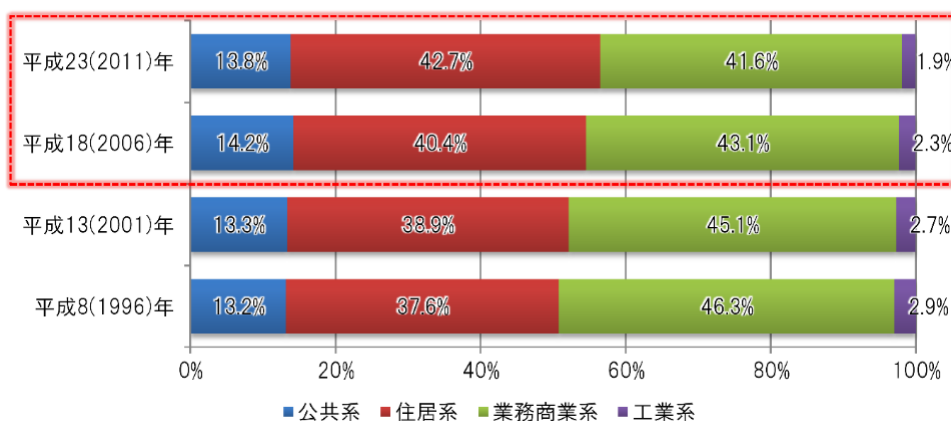


出典：研究所Webレポート 2017（新宿自治創造研究所）

<都市構造の変化>

区内の用途別建築物の延床面積は、平成 23（2011）年の土地利用現況調査の結果によると「住居系」が 42.7%と最も多く、「業務商業系」の 41.6%を上回りました。これは、集合住宅の増加によるものです。

●用途別建築物の延床面積割合の推移

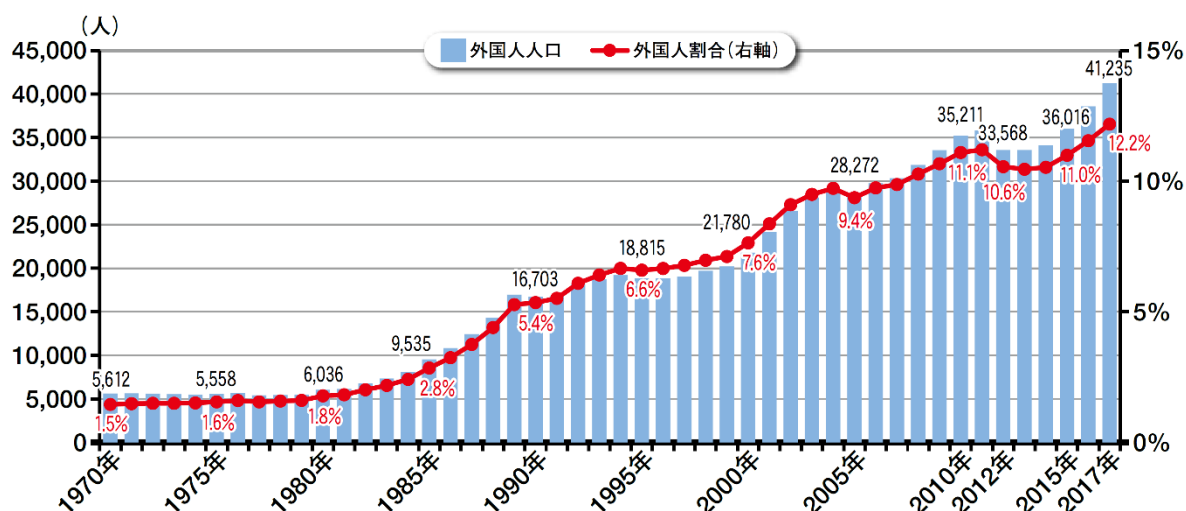


出典：新宿区まちづくり長期計画都市マスタープラン

＜外国人人口・割合の増加＞

新宿区は外国人が多く居住する多文化共生都市です。外国人人口は東日本大震災・原発事故等の影響により、平成 24（2012）年に減少しましたが、その後再び増加し、平成 29（2017）年は区の人口の 12.2%で過去最大の 4.1 万人になりました。

●新宿区における外国人人口と外国人割合の推移（各年 1 月 1 日現在）



※1970年～2012年7月までは外国人登録人口、2012年8月以降は住民基本台帳人口をもとに作成

出典：研究所レポート 2016（新宿自治創造研究所）

＜今後の課題＞

- 少子高齢・人口減少社会等の到来に備え、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりや、都市における生活環境の確保等が求められています。

② 第二次環境基本計画の計画期間における取組状況

区ではこれまで、第二次環境基本計画に基づき区民・事業者とともに、様々な取組を行ってきました。

ここでは、第二次環境基本計画の基本目標ごとに掲げた主な環境指標の実績と、取組状況等を整理しました。

第二次環境基本計画

基本目標１ 人と自然が調和したまちの快適性を確保します

環境指標	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	当初目標
神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）	1,114 人	953 人	1,358 人	1,993 人	1,000 人 (平成 34 年度)
神田川生き物実態調査における確認種数	11 科 22 種	11 科 22 種	12 科 23 種	12 科 23 種	10 科 21 種 (平成 34 年度)

神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）は、平成 26（2014）年度は雨天等による閉鎖日数が 3 日間あったため、目標達成には及ばなかったものの平成 27（2015）年度、平成 28（2016）年度と大幅に増加しています。

神田川生き物実態調査における確認種数は、平成 8（1996）年度から平成 28（2016）年度までの調査において、12 科 23 種が確認されており、目標が達成できたと考えます。



職員による調査風景



神田川親水テラスの開放

環境指標	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	当初目標
ごみゼロデー、秋の地域ごみゼロ運動の年間参加者数（春・秋合計）	7,862 人 (401 団体)	8,735 人 (451 団体)	7,497 人 (385 団体)	7,523 人 (320 団体)	11,000 人 (450 団体) (平成 34 年度)
路上喫煙率（生活道路調査 30 ヲ所の単純平均）	0.64%	0.74%	0.53%	0.43%	0.5% (平成 34 年度)

春のごみゼロデー、秋の地域ごみゼロ運動の年間参加者数は、ここ数年 7～8,000 人台で推移しています。

平成 28（2016）年度は春のごみゼロデーのうち、5 月 30 日の一斉道路美化清掃活動街頭キャンペーンの高田馬場駅地区が雨のため中止となったものの、新宿駅（東口・西口）で合計 660 人の参加があり、全体では 4,290 人の参加と前年を上回りました。

秋の地域ごみゼロ運動と合わせると、前年より増加し、7,523 人の参加となりました。

また、路上喫煙率は、平成 28（2016）年度において駅周辺の 0.1%、生活道路の 0.5% 以下を達成しており、さらなる改善に努めています。



年末クリーン大作戦



新宿駅東南口喫煙所

第二次環境基本計画

基本目標 2 資源循環型の社会を構築します

環境指標	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	当初目標
区民一人 1 日あたりの 区収集ごみ量	633 g	610 g	592 g	578 g	433 g (平成 29 年度)

区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量の平成 28（2016）年度の実績は、平成 17（2005）年度に対して 33.2%減と着実に減少しています。今後も目標達成に向けて推進していきます。



資源回収ステーション
(新宿リサイクル活動センター)



3 R 推進キャンペーン

第二次環境基本計画

基本目標 3 身近な環境の安全安心を守ります

環境指標	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	当初目標
環境基準 100%達成 (各年度調査)	5/7 項目達成	5/7 項目達成	5/7 項目達成	5/7 項目達成	100%達成

環境基準が定められている大気汚染物質（6 項目）及びダイオキシン類（1 項目）のうち、光化学スモッグの原因となるオキシダントと、PM2.5 については、環境基準を達成できていません（*計 7 つの測定項目のうち、5 項目は環境基準を達成）。



四谷自動車排出ガス測定局



自動車騒音・道路交通振動測定調査

第二次環境基本計画

基本目標 4 地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

環境指標	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	当初目標
省エネルギー診断 実施事業者数	0 件	3 件	1 件	10 件	30 件 (平成 25～ 27 年度累計)
街路灯の L E D 化基数	390 基 (平成 23～ 平成 25)	1,145 基 (平成 23～ 平成 26)	2,261 基 (平成 23～ 平成 27)	3,034 基 (平成 23～ 平成 28)	3,200 基 (平成 25～ 34 年度累計)
区有施設への太陽光発電 設備機器（10 k W 程度以 上）の設置数（累計）	10 施設	11 施設	14 施設	16 施設	15 施設 (平成 34 年度)

省エネルギー診断実施事業者数については、平成 28（2016）年度から申請手続きを簡素化するとともに診断後の支援を充実し事業者向け L E D 照明設置助成を開始したことで、目標件数 10 件を達成できました。

街路灯は、平成 31（2019）年度に小型街路灯 4,529 基の L E D 化を完了する予定です。

区有施設への太陽光発電設備機器の設置数（累計）は、平成 28（2016）年度に愛日小学校、西部公園事務所の 2 か所に太陽光発電設備を設置し、累計で 16 施設となりました。



省エネルギー診断による
エネルギー対策の促進



省エネルギー機器等の
貸出し

そのほか、日頃の省エネルギー行動をチェックし行動を振り返ることで、一層CO₂（二酸化炭素）削減に取り組んでもらうために「新宿エコ隊」を組織し、区民や事業者と一体となって削減に取り組んでいます。

「新宿エコ隊」の隊員になった方には、定期的に「CO₂削減チェック表」（家庭版・事業所版）をお送りし、省エネルギーに向けて取り組んだ結果を区へ報告していただきます。これによりエコ隊活動によるCO₂削減量を簡易算定しています。

また、地球温暖化に対する区民への意識啓発と併せて、実質的な区内のCO₂削減につなげていくため、新エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金制度により省エネ機器の導入促進に努めています。

本制度は、平成 21（2009）年度から個人住宅用太陽光発電システムや高効率給湯器等の導入補助を行っており、平成 22（2010）年度からは雨水利用設備（雨水タンク）や事業所用太陽光発電システム、家庭用燃料電池、平成 28（2016）年度からは新たに断熱窓改修助成及び事業所用LED照明設置を補助対象に追加しました。

第二次環境基本計画

基本目標 5 地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます

環境指標	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	当初目標
温室効果ガス排出量 （平成 2 年比）	+19.1% （平成 23）	+31.2% （平成 24）	+29.9% （平成 25）	+22.3% （平成 26）	-25% （平成 32 年度）
緑被率 （各年時点での調査）	17.87%	→	17.48%	→	18.47% （平成 29 年度）
環境配慮型舗装の整備面積 （年間）	1,222 m ² 累計 42,183 m ²	1,103 m ² 累計 43,286 m ²	1,210 m ² 累計 44,496 m ²	2,500 m ² 累計 46,996 m ²	50,305 m ² （平成 34 年度）
みどりのカーテン数 （年間）	2,128 枚	2,072 枚	2,038 枚	2,038 枚	2,000 枚 （平成 27 年度）

緑被率の目標（平成 29（2017）年度）は、新宿区みどりの基本計画の目標です。緑被率は主に草地の消失による減少となりました（緑被率調査は 5 年毎に実施）。

また、遮熱性舗装を実施し、環境配慮型舗装の整備面積（年間）を増やすことで、ヒートアイランド対策に努めています。

みどりのカーテン数は、4 年間とも目標を上回ることができました。



みどりのカーテン



打ち水大作戦

上記の取組のほか、平成 19（2007）年度から、優れた環境活動を表彰する「新宿エコワン・グランプリ」を開催し、個人・ファミリー部門、グループ（区民団体）部門ごとに募集を行っています。平成 27（2015）年度からは環境にやさしい事業者部門を新たに設け、平成 28（2016）年度は、3 社が受賞しました。

＜今後の課題＞

- 第二次環境基本計画で設定した環境指標は、当初目標に対し、概ね進捗が図られています。しかし、「ごみゼロデー、秋の地域ごみゼロ運動の年間参加者数」や「温室効果ガス排出量」「緑被率」については、目標の達成に向け対策の強化が必要です。
- 「新宿エコ隊」や「エコワン・グランプリ」等、環境活動や環境学習の推進に向けて、地域に根差した連携・協働が活発化しており、環境にやさしいまちづくりにつなげていくことが期待されます。

2 環境都市像

目指すべき環境都市像の設定

「新宿区基本構想」（平成 19（2007）年 12 月）において、おおむね 20 年後の平成 37（2025）年を想定した「めざすまちの姿」を以下のように設定しています。

「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

ここでいう「新宿力」とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という自治の力を象徴的に表したものです。「新宿区基本構想」で設定している「めざすまちの姿」では、この「新宿力」を原動力として、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え創造していくこととしています。

また、環境基本条例では、第 3 条の基本理念を規定しています。

●環境基本条例第 3 条に掲げられた基本理念

第 3 条 環境の保全は、区民が環境の恵みを享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成することを目的として、すべての者の積極的な活動により行われなければならない。

3 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

区では、環境基本条例の基本理念の具体化をめざし、区民、事業者及び区の連携・協働のもとで環境の保全のための行動を進めていきます。

新宿区まちづくり長期計画都市マスタープランにおける 「環境に配慮したまちづくり方針図」

上位計画である「都市マスタープラン」では、
環境に配慮したまちづくりに向けて、以下のような
方針図が示されています。



・エネルギーの面的利用の受け入れ検討エリア※

東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」では、エネルギーの面的利用に対する取組の基準を定めており、区内の一地域が既存の地域冷暖房の受け入れ検討エリアに位置付けられています。その範囲は地域冷暖房区域のプラントから 500m以内とされています。

・「ヒートアイランド対策」緑化推進エリア※

東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」において、緑化の増進に対する取組の基準を定めており、区内の一地域が緑化推進エリアに位置付けられています。

第三次環境基本計画で目指す環境都市像の実現に向けて

●目指すべき環境都市像

環境都市像

地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となってつくる

持続可能な環境都市・新宿



第三次環境基本計画で目指す環境都市像の実現に向けて、以下のような取組を推進していく必要があります。

ライフスタイルの転換

- ・家庭での省エネ促進、再生可能エネルギーの導入
- ・シェアリングエコノミーの活用
- ・食品ロスの削減など、3Rの推進
- ・COOL CHOICE等の国民運動への参加
- ・環境活動を通じたネットワークづくり

ビジネススタイルの転換

- ・環境性能に配慮した事業所への転換
- ・省エネやごみの減量、リサイクルの推進など、環境に配慮した事業活動の推進
- ・COOL CHOICE等の国民運動への参加
- ・環境活動を通じたネットワークづくり

持続可能なまちづくり

- ・省エネの促進と再生可能エネルギーの導入
- ・水素社会の実現
- ・シェアリングエコノミーの促進
- ・ごみの減量とリサイクルの推進
- ・環境学習、環境教育の推進
- ・緑化の推進や風のみち[※]によるヒートアイランド対策

風のみち・・市街地等においては、公園緑地、樹林地、水面等からの自然の風が求められています。密集した市街地にこのような風を送り込むことによりヒートアイランド現象が緩和されます。

3 基本目標

5つの基本目標

目指すべき環境都市像の実現に向けて、「環境に配慮したまちづくり」を進め、地球温暖化対策にも注力していくため、5つの基本目標を設定します。

●目指すべき環境都市像の実現に向けた5つの基本目標

環境都市像

地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となってつくる

持続可能な環境都市・新宿

基本目標 1
地球温暖化対策・
ヒートアイランド対策の推進

基本目標 2
豊かなみどりの
保全と創出

基本目標 3
資源循環型社会
の構築

基本目標 4
良好な生活環境づくり
の推進

基本目標 5
多様な主体の連携による
環境活動と環境学習の推進

基本目標 1 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

温室効果ガス削減のための仕組みづくりや低炭素な暮らしに向けた取組等により、地球温暖化対策を推進するとともに、ヒートアイランド対策をハード、ソフトの両面から効果的に推進することにより、地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めていきます。

基本目標 2 豊かなみどりの保全と創出

水辺やみどり、生物多様性への配慮等、快適に過ごすことのできる自然とのふれあいの場を保全・創出するとともに、ヒートアイランド対策にもつながる都市における緑化を進め、豊かなみどりの保全と創出を推進していきます。

基本目標 3 資源循環型社会の構築

日常生活におけるごみの適正な分別の徹底及び区民や事業者に浸透しつつある3R活動（リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進させるとともに、クリーンで安全な環境を守るために廃棄物の適正処理や不法投棄への対策を図り、資源循環型社会を構築していきます。

基本目標 4 良好な生活環境づくりの推進

大気汚染や水質汚染等の広域的な公害の改善や、騒音や臭気の問題等の都市型公害の対策の他、有害汚染物質（VOCやアスベスト、広くは放射能汚染も含む）の適正管理、空家等への対策等、今後もさらに監視や規制指導を強化し、区民が安全安心に暮らしていける身近な生活環境を守っていきます。

基本目標 5 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

区ホームページでの情報発信や、学校等の教育機関での展開、イベント等を通じた世代間交流等、既存活動の内容拡充や新たな活動の広がりを通じて、各主体の参加と協働を促進しながら、活動のネットワーク化を図り、個人や地域の活動促進を図ります。また、環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、年齢を問わず全ての世代に対する環境学習を推進します。

第 3 章

基本目標と達成のための取組

5つの基本目標ごとに、個別目標と区民、事業者、区の具体的な取組を示します。

- ① 基本目標の体系
- ② 基本目標毎の取組

第3章 基本目標と達成のための取組

1 基本目標の体系

環境都市像の実現に向け、5つの基本目標に沿って個別目標、取組を設定します。

地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となつてつくる

持続可能な環境都市・新宿

基本目標

個別目標

1 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

- 1 再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進
- 2 家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、
環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進
- 3 ヒートアイランド対策の推進

2 豊かなみどりの保全と創出

- 1 まちなかのみどりの保全と創出
- 2 水やみどりに親しめる環境づくり

3 資源循環型社会の構築

- 1 ごみの減量とリサイクルの推進
- 2 適正なごみ処理の推進

4 良好な生活環境づくりの推進

- 1 きれいなまちづくりの推進
- 2 都市型公害対策の推進

5 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

- 1 主体的な環境活動とネットワーク化
- 2 環境学習の推進

2 基本目標毎の取組

＜基本目標毎の見方＞

【基本目標・個別目標】

目指すべき環境都市像の実現に向けた5つの基本目標を示しています。また、基本目標に沿って、11の個別目標を示しています。

【現状と課題】

個別目標に対し、世界・国・都における動向や新宿区の環境の現状、区民や事業者による取組状況等を整理しています。

【指標】

個別目標毎の指標を示しています。上位計画や関連計画の指標と共通しているものについては、備考に示しています。

【個別の取組】

個別目標に対し、区民・事業者・区が一体となって取り組んでいけるよう、区民・事業者に求められる環境配慮行動を示しています。また、区が行う施策の方向や率先行動のあり方を示しています。

個別目標ごとに、目標達成に向けた取組が共通するものについては、重複して掲載しています。また、区民・事業者・区に共通する取組には、💡を付けています。

基本目標 1 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

(兼「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」)

基本目標 1 については、温対法第 21 条第 3 項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を兼ねるものとします。

国及び都の目標

国は、パリ協定や平成 27 (2015) 年 7 月に国連に提出した「約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策計画において、平成 42 (2030) 年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を平成 25 (2013) 年度比 26%削減するとともに、長期的目標として「平成 62 (2050) 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としています。

●国の温室効果ガス削減目標内訳

(単位：百万 t-CO₂)

	平成 25 (2013) 年度実績	平成 42 (2030) 年度	
		排出量の目安	平成 25 (2013) 年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	1,310.9	997.8	−23.9%
エネルギー起源 CO ₂	1,235	927	−24.9%
産業部門	429	401	−6.5%
業務その他部門	279	168	−39.8%
家庭部門	201	122	−39.3%
運輸部門	225	163	−27.6%
エネルギー転換部門	101	73	−27.7%
非エネルギー起源 CO ₂	75.9	70.8	−6.7%
メタン (CH ₄)	36.0	31.6	−12.2%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	22.5	21.1	−6.2%
代替フロン等 4 ガス	38.6	28.9	−25.1%
温室効果ガス吸収源	—	−36.9	—
合計	1,408	1,043	−26.0%

出典：環境省「地球温暖化対策計画」資料より作成

なお、都は、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「東京都環境基本計画 2016」において、都内温室効果ガス排出量を、これまでの取組成果や長期的に求められる目標水準を踏まえ、国や他都市をリードする意欲的な目標水準とするため「平成 42 (2030) 年までに東京の温室効果ガス排出量を平成 12 (2000) 年比で 30%削減することが望ましい」としています。

国と都の二酸化炭素（CO₂）排出量の現状

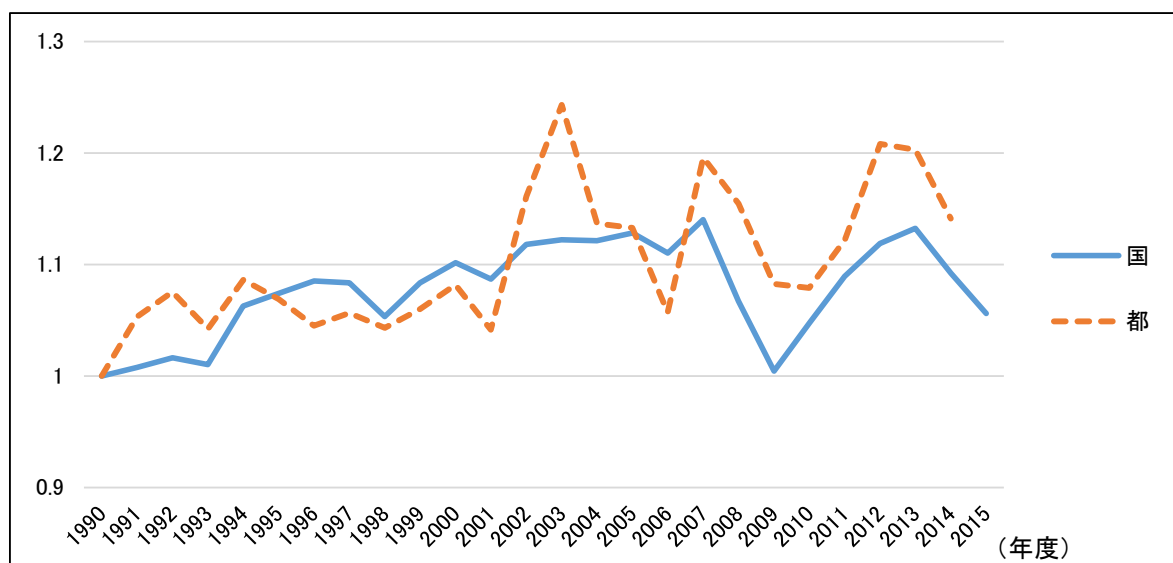
国のCO₂排出量は、平成 20（2008）年の金融危機の影響による景気後退に伴う各部門のエネルギー需要の減少により平成 21（2009）年度に大きく減少しましたが、平成 22（2010）年度以降、増加傾向にありました。平成 26（2014）年度以降は減少傾向に転じています。

減少した要因としては、電力消費量の減少（省エネルギー対策、冷夏・暖冬等）や電力の二酸化炭素排出係数※の低下（再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられます。

都のCO₂排出量は、平成 17（2005）年度以降、各部門のエネルギー消費が減少傾向にあるものの、電力の二酸化炭素排出係数の影響により、増減を繰り返しながら推移しています。平成 25（2013）年度以降は減少傾向に転じています。

減少した要因としては、二酸化炭素排出係数の低下や、都内の事業所や家庭等による、平成 23（2011）年度の電力危機の際の経験を活かして実行した節電・省エネルギー対策が大きく寄与しています。

●国と都のCO₂排出量の推移（平成 2（1990）年度を 1 とした場合）



出典：国は、環境省「平成 27（2015）年度の温室効果ガス排出量（確報値）について」資料より作成

都は、東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査

（平成 26（2014）年度実績）」資料より作成

※ 電力の二酸化炭素排出係数

電気の供給 1kWh あたり、どれだけの二酸化炭素を排出しているかを示す数値

国や都の取組状況

<国の取組状況>

国は、目標の達成に向けて、平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する地球温暖化に関する総合計画です。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

●地球温暖化対策計画

中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

- 国内の排出削減、都市緑化や森林等による吸収量の確保により、2030 年度において、2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準にすると中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

- 地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。
- 「環境エネルギー技術革新計画」等を踏まえつつ開発実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。また、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献する。

長期的な目標を見据えた戦略的取組

- パリ協定を踏まえた国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

出典：STOP THE 温暖化 2017（環境省）

また、気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27（2015）年 11 月 25 日の第 3 回気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議において、「気候変動の影響への適応計画（閣議決定案）」が取りまとめられ、平成 27（2015）年 11 月 27 日に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しています。

<都の取組状況>

都は、平成 28（2016）年 3 月に「東京都環境基本計画 2016」を策定しました。

「東京都環境基本計画 2016」では、省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進や、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現に向けた取組といった施策の方向性を示しています。

また、サステナビリティ（持続可能性）を目標の実現に必要な要素・視点とし、気候変動への対応については、ヒートアイランド現象とあいまって生じる暑熱環境、集中豪雨等の異常気象の多発、熱帯性の感染症の発生等への対策（適応策）についても組み込んでいくとしています。

区の二酸化炭素（CO₂）排出量の現状

区の部門別CO₂排出量は、平成24（2012）年度以降、電力の二酸化炭素排出係数の低下により排出量全体が減少しています。部門別にみると、業務部門における省エネルギー化によるエネルギー消費量の減少（延床面積当たりのエネルギー消費量の減少）、家庭部門における節電の取組の定着によるエネルギー消費量の減少（世帯単位当たりのエネルギー消費量の減少）が挙げられます。

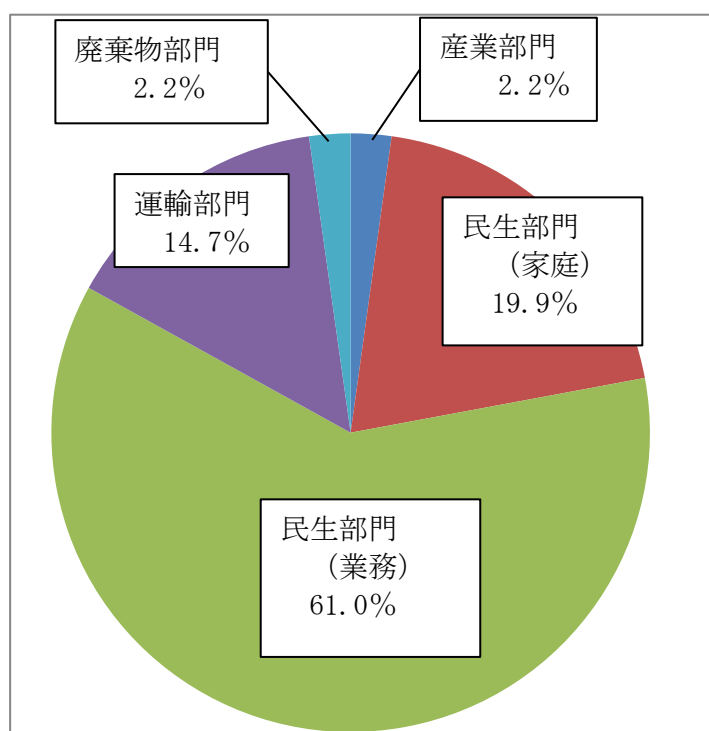
●温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

年度 排出量	平成2(1990)	平成24(2012)		平成25(2013)		平成26(2014)		
	1,000 t-CO ₂	1,000 t-CO ₂	90年度比	1,000 t-CO ₂	90年度比	1,000 t-CO ₂	90年度比	前年度比
産業部門	274	109	-60.2%	99	-63.9%	66	-75.9%	-33.3%
民生部門	1,640	2,599	+58.5%	2,579	+57.3%	2,436	+48.5%	-5.5%
家庭	399	632	+58.4%	633	+58.6%	599	+50.1%	-5.4%
業務	1,241	1,966	+58.4%	1,947	+56.9%	1,837	+48.0%	-5.6%
運輸部門	519	459	-11.6%	453	-12.7%	444	-14.5%	-2.0%
廃棄物部門	30	65	+116.7%	70	+133.3%	67	+123.3%	-4.3%
合計	2,464	3,232	+31.2%	3,201	+29.9%	3,013	+22.3%	-5.9%

出典：温室効果ガス（二酸化炭素）排出量23区標準温室効果ガス排出量算定手法（平成29（2017）年3月末）

●区内の部門別温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

平成26（2014）年度



平成26（2014）年度のCO₂排出量は301万3,000 t-CO₂であり、前年から18万8,000 t-CO₂減少しました。部門別にみると、民生部門（業務）の排出量が多いことが特徴で、民生部門（家庭）を合わせた民生部門だけで、全体の約80%と非常に高い割合を占めています。

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京温暖化防止プロジェクト」資料より作成

区の排出削減目標の設定

排出削減の対象となる温室効果ガスは、 CO_2 、メタン、一酸化二窒素等 7 種類ありますが、区では排出量の約 93% を CO_2 が占めています。

そのため、区では CO_2 排出量を対象として、削減目標を設定します。

また、温暖化対策は広域的な課題であることから、国の温室効果ガス排出量削減目標に貢献できる目標とするため「地球温暖化対策計画」の削減目標のうち、フロン類を除き、 CO_2 排出量の削減目標である「エネルギー起源 CO_2 」と「非エネルギー起源 CO_2 」のみを抽出した値としました。

なお、フロン類については、平成 27（2015）年 4 月にフロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）が施行され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体に対して包括的に対策を講じることとされています。

区の排出削減目標

目標 平成 42（2030）年度において、 CO_2 排出量を
平成 25（2013）年度比で 24%削減を目標とします。

指標 平成 42（2030）年度までにエネルギー消費量を
平成 25（2013）年度比で 17%削減を目指します。

区では、国の削減目標に準ずるものとし、区として重点的に対応すべき二酸化炭素（ CO_2 ）を削減対象としたため、24%削減という目標とします。

目標の達成を評価する時期は、平成 42（2030）年度としますが、「みどり東京温暖化防止プロジェクト」による直近の集計を活用し、毎年度、進捗状況の確認を行います。

また、 CO_2 排出量の推移だけでは、区民や事業者などの省エネ努力が分かりにくいことから、「エネルギー消費量」についても分析・検討を進めていきます。

エネルギー消費量は、ピーク時の平成 12（2000）年度から、平成 25（2013）年度まで、平均して年 1.3%程度の削減が続いています。ただし、今後は省エネ機器の更新の終了等により、年間削減率が低くなることが想定されるため、年 1.0%削減を目標とし、平成 25（2013）年度から平成 42（2030）年度までの 17 年間で 17%削減（年 1%削減×17 年間）することとしました。

二酸化炭素排出量削減に向けての区の課題

- ・ 業務部門や家庭部門の二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、区の目標達成に向けて、さらに、業務部門、家庭部門での削減対策に力を入れて、取り組んでいく必要があります。
- ・ 業務部門が一層の温室効果ガスの削減に取り組めるようにするための仕組みづくりが求められています。
- ・ 大規模なエネルギー需要のある西新宿の高層ビル街を中心に、区内ではオフィスやマンション等の建築物や、市街地再開発事業等の都市開発諸制度を活用する建築計画等において、計画段階からの省エネルギー対策や、再生可能エネルギー・高効率なエネルギー設備の導入等を促していく必要があります。
- ・ 都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を、平成 36（2024）年までに 20%程度、平成 42（2030）年までに 30%程度に高める都の目標を受けて、区においても再生可能エネルギーの利用促進を進めていきます。
- ・ 「水素社会」の一般的な認知度はまだ低い水準にあるため、安全性等に関する普及啓発を引き続き、進めていく必要があります。
また、水素の利用に繋がる家庭用燃料電池について、さらに導入を推進するとともに、空調や照明なども省エネ型への更新を促していきます。
- ・ 区の将来の環境を見据えながら、再生可能エネルギーの普及や自動車のアイドリングストップなどの「緩和策」だけでなく、クールビズ実践や熱中症対策の実施などの「適応策」も取り入れ、一人ひとりが、できることを着実に実行することにより、区の温暖化対策を推進していくことが課題となります。

●気候変動と緩和策・適応策の関係



出典：環境白書平成 28 年度版（環境省）

個別目標 1-1

再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進

CO₂ 排出量を減らすため、コージェネレーションシステム等の高効率なエネルギー設備や高効率ヒートポンプの導入など、技術革新に伴う機器の活用等によるエネルギー利用の効率化と、再生可能エネルギーの活用を推進します。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
温室効果ガス （二酸化炭素）排出量 （平成 25 年度比）	5.9%削減 （平成 26 年度）	24%削減 （平成 42 年度目標）	総合計画の 目標値
区街路灯の改修	小型水銀灯 LED 化 3,683 基、 大型街路灯省エネ化 144 基	小型水銀灯 LED 化 4,529 基、 小型蛍光灯 LED 化 585 基、 大型街路灯省エネ化 189 基 （平成 32 年度目標）	第一次実行計画 の目標値

■個別の取組

区民	環境にやさしいライフスタイルの実践 ・ COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。 住宅の省エネルギー化の推進 ・ スマートメーターを活用し、電力使用の見える化に努める。 ・ 断熱窓改修等、環境に配慮した住宅となるように検討を進める。 ・ 住宅新築の際には、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の導入を検討する。 再生可能エネルギー等の導入 💡 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。 💡 家庭用燃料電池（エネファーム）や高効率ヒートポンプの導入に努める。 ・ 再生可能エネルギーや、排熱等の未利用エネルギーに関心を持つよう努める。 省エネルギー機器の導入 💡 LED 照明等、省エネ型照明や、省エネ型家電の家庭での利用を進める。
----	---

* 💡 は、区民・事業者・区が協働・連携して進めるべき取組です。

事業者	<u>環境にやさしいビジネススタイルの実践</u> ・ C O O L C H O I C E（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。 ・ 国や都等の支援制度を活用し、事業活動の環境改善を図る。 <u>事業所の省エネルギー化と再生可能エネルギー等の導入</u> ・ 一定規模以上の建築物等の新築、増築、改築等の際には、法令に基づいた措置を実施するとともに、さらなる環境に配慮したまちづくりの推進に努める。 💡 区の省エネルギー診断を活用する等、事業所の省エネルギー化を推進する。 💡 L E D照明等、省エネ型照明や、省エネ型のO A機器等の導入に努める。 💡 事業所への太陽光、地中熱などの再生可能エネルギーの導入に努める。 ・ 排熱利用ができるコージェネレーションシステムの導入検討を行うよう努める。
区	<u>普及啓発・支援</u> 💡 区民向け省エネルギー機器の導入支援を行う。 💡 事業者を対象に省エネルギー診断や環境マネジメントシステム認証取得の助成、太陽光発電システムや、L E D照明設置補助等を行い、省エネルギー行動の促進と、再生可能エネルギーの導入拡大を図る。 ・ 商店街の街路灯L E D化等、環境対策への取組を支援する。 ・ 市街地再開発事業等の大規模建築計画の際には、建築物の高断熱化や再生可能エネルギー、地域冷暖房やコージェネレーションシステムの導入等、エネルギー利用の効率化を促す。 ・ Z E H（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、Z E B（ネット・ゼロ・エネルギービル）等、建物性能の向上と高効率なエネルギー設備の導入を促進する。 ・ 建築物省エネ法に基づき、規制措置の徹底、誘導措置の周知に努める。 💡 太陽光、地中熱等の再生可能エネルギー、排熱等の未利用エネルギーの普及促進に努める。 <u>区の率先行動</u> ・ 区有施設へ太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、L E D照明等の省エネ型機器の導入に努める。 ・ 環境に配慮した発電による電力購入・利用の促進を図る。 ・ 区道の街路灯L E D化を推進する。 ・ 雨水利用を進めるとともに、雨水利用についての普及啓発を図る。

個別目標 1-2

家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、 環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進

日常生活等において、家庭及び職場での省エネルギー行動を促すとともに、省エネルギー等の取組に関する情報の提供、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用し、CO₂を可能な限り排出しないライフスタイルへの転換を推進します。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
中小事業者向け 省エネ対策支援事業者	10 件／年	10 件／年 （平成 32 年度目標）	第一次実行計画 の目標値
「新宿の森」での カーボン・オフセット 事業によるCO ₂ 吸収量	450 t-CO ₂ ／年	1,350 t-CO ₂ （平成 30～32 年度の計）	第一次実行計画 の目標値

■個別の取組

区民

環境にやさしいライフスタイルの実践

- 💡 COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。
 - ・クールシェア、ウォームシェア等を実践する。
 - ・クールビズ、ウォームビズを実践する。
- 💡 公共交通手段や自転車を利用するよう努める。
- 💡 エコカーの導入に努めるとともに、エコドライブを実践する。
 - ・自転車シェアリングを活用する。

環境活動・環境学習への参加

- ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。
- 💡 「新宿の森」等、森林保全体験等に参加し、環境に関する知識を深める。

再生可能エネルギー等の導入

- ・家庭用燃料電池（エネファーム）や高効率ヒートポンプの導入に努める。

住宅の省エネルギー化

- ・断熱窓改修等、環境に配慮した住宅となるように検討を進める。

事業者	<u>環境にやさしいビジネススタイルの実践</u> 💡 COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。 ・クールビズ、ウォームビズを実践する。 💡 公共交通手段や自転車を利用するよう努める。 💡 エコドライブの徹底に努め、エコカーの導入を図るとともに、環境にやさしい物流システムの導入を検討し、効果的な車両運用を図るよう努める。 <u>環境活動・環境学習への参加</u> ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 💡 「新宿の森」等、森林保全体験等に積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 <u>事業所の省エネルギー化と再生可能エネルギー等の導入</u> ・事業所への再生可能エネルギーの導入に努める。 ・断熱窓改修等、環境に配慮した事業所となるように検討を進める。 ・LED照明等省エネルギー型照明に更新する。 ・OA機器等の省エネルギー型への更新に努める。
区	<u>普及啓発・支援</u> 💡 COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動の普及啓発に努める。 ・区民や事業者へ環境に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促す。 💡 区民、事業者へ公共交通機関の利用を促し、エコドライブ、エコカーについて普及啓発に努める。 ・自転車シェアリングを推進する。 <u>環境学習・環境教育の推進</u> 💡 カーボン・オフセットの意義を学ぶ機会として、「新宿の森自然体験ツアー」を実施する。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、環境学習講座を実施する。 <u>再生可能エネルギー等の導入</u> ・区民や事業者へ、太陽光発電や、家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進に努め、再生可能エネルギー等の導入を促進する。 ・区有施設への太陽光発電システム等再生可能エネルギーの導入を推進する。 <u>区の率先行動</u> ・環境マネジメントシステムの運用を行い、環境配慮活動を推進する。 ・庁有車へのエコカーの導入を図るとともに、エコドライブを実践する。 💡 「新宿の森」で間伐等の森林整備によるカーボン・オフセット事業を実施する。

個別目標 1-3

ヒートアイランド対策の推進

緑化の推進や、人工排熱を抑制する機器の導入等により、ヒートアイランド現象が発生しにくいまちを目指します。また、国で示された「緩和策」と「適応策」を踏まえ、これらを適切に組み合わせながら、ヒートアイランド対策に取り組めます。

■現状と課題

- ・ 国の「日本の気候変動とその影響（2012 年度版）」では、日本の平均気温の上昇に伴い、大雨災害の深刻化や高波・高潮リスクの増加、熱中症の発生率の増加、感染症媒体蚊の生息域の拡大等、様々な影響の生ずる可能性を示しています。
- ・ 東京の年平均気温は、過去 100 年当たりで約 3℃の上昇が見られ、都市化の影響が比較的少ないと見られる地点の都市の 1.5℃に比べ、大きく上昇しており、地球温暖化の影響に加え、ヒートアイランド現象を含む都市の高温化の傾向が顕著に現れています。気温上昇の抑制策に加え、熱の発生抑制に着目した、緑化の推進や、打ち水等の適応策も継続して実施していく必要があります。
- ・ 区内においても、猛暑日や熱帯夜の増加に加え、時間雨量 50 ミリを超える局地的集中豪雨の増加等、気候変動の影響と思われる事象が発生しており、対策に取り組んでいく必要があります。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
遮熱性舗装の整備面積	15,792 m ²	36,282 m ²	総合計画の目標値
緑被率	17.48% （平成 27 年度）	1%アップ	みどりの基本計画の目標値

■個別の取組

区民	環境にやさしいライフスタイルの実践 ・ COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動の普及啓発に努める。 💡 クールシェア等を実践する。 💡 新宿「みどりのカーテン」プロジェクト等へ参加し、緑化に努める。 💡 各家庭や地域等で、打ち水を積極的に実施する。
----	--

区民	<u>環境活動・環境学習への参加</u> ・環境保全活動へ積極的に参加し、ヒートアイランド現象など、環境に関する知識を深める。 💡 熱中症予防の知識を深め、熱中症対策を実践する。 💡 「新宿打ち水大作戦」等のイベントの支援・参加に努める。
事業者	<u>環境にやさしいビジネススタイルの実践</u> ・COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動の普及啓発に努める。 💡 クールビズを実践する。 💡 従業員や顧客に対し、熱中症予防対策を徹底する。 ・空調利用等における人工排熱の削減に努める。 💡 敷地内緑化や、屋上、壁面緑化等の実施及び新宿「みどりのカーテン」プロジェクトへの参加等、緑化の推進に努める。 <u>環境活動・環境学習への参加</u> ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 💡 「新宿打ち水大作戦」等のイベントの支援・参加に努める。
区	<u>普及啓発・支援</u> 💡 区民や事業者に対しクールビズ、クールシェア等を推進する。 💡 ヒートアイランド現象や熱中症等対策について情報提供し、普及啓発を行う。 💡 「新宿打ち水大作戦」等、打ち水の普及啓発を実施する。 💡 ヒートアイランド対策として新宿「みどりのカーテン」プロジェクトを推進する。 ・屋上、壁面緑化を「空中緑花」と位置付け、普及促進を図る。 <u>区のヒートアイランド対策</u> ・区有施設におけるクールシェアを推進する。 ・クールビズを実践する。 ・交通渋滞の緩和、自動車交通の抑制、公共交通機関の整備と利用を進める。 ・遮熱透水性舗装や保水性舗装等、環境に配慮した道路舗装を推進する。 ・エネルギー使用を伴わない移動手段である自転車シェアリングを推進する。 ・「七つの都市の森」を相互につなぐ「水とみどりの環」や「風のみち（みどりの回廊）」で、連続した緑化を進め、水とみどりのネットワーク形成を図る。 ・道路整備事業等にあわせて緑量のある街路樹を整備する。 ・屋上緑化、みどりのカーテン等により区有施設の緑化を推進する。 ・緑化計画書制度の対象となる建築行為等で、みどりの創出を誘導する。

コラム 1

新宿エコ隊の活動

各家庭でできる地球温暖化対策として、省エネ行動に継続して取り組んでいただくことが大切です。区では、日ごろの行動をチェックし、一層のCO₂削減に取り組んでもらうために「新宿エコ隊」を組織し、区民や事業者の省エネ行動を促進しています。「新宿エコ隊」は年間を通じて募集しており、「CO₂削減チェック表」を兼ねた申込み用紙に記入し応募していただくと、隊員証のほか、年に2回、エコに関する最新情報をお送りしています。



“新宿エコ隊”の隊員証

隊員になった方には、定期的に「CO₂削減チェック表」(家庭版・事業所版)をお送りし、省エネについて取り組んだ結果を区へ報告していただきます。これによりエコ隊活動による削減量を簡易算定しています。

平成 29 (2017) 年 3 月末には、新宿エコ隊員数は 4,925 人となりました。

コラム 2

区が取り組むカーボン・オフセット

区が取り組むカーボン・オフセットとは、区外の森林を保全して、CO₂の吸収を促進し、区内のCO₂排出量の一部と相殺することです。区では、家庭や事業所から排出されるCO₂の排出量削減の取組に加えて、自治体連携によるカーボン・オフセットの取組を推進しています。

平成 20 (2008) 年 2 月に、友好提携を結んでいる長野県伊那市と「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結し、伊那市市有林で間伐等の整備を行っています。



また、平成 22 (2010) 年 3 月には、区の水源である利根川水源林の群馬県沼田市、奥多摩水源林の東京都あきる野市とも、「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結し、植林を行っています。

3つの森合計で、年間約 450 t-CO₂のカーボン・オフセットに取り組んでいます。

コラム3

COOL CHOICE(クールチョイス)

「COOL CHOICE (クールチョイス)」は、「クール」(賢い)と言われている賢い省エネアイデアや最先端技術を「チョイス」(選択)するという意味の用語です。国の地球温暖化対策計画の目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、「賢い選択」を促すための国を挙げたの国民運動です。



未来のために、いま選ぼう。



区役所本庁舎や、環境学習情報センターでは、ポスターを掲出し、訪れた区民に対し、COOL CHOICEの周知・実践を呼び掛けています。

消灯や適切な温度設定、節水などの普段の行動に加えて、家電や自動車、住宅など身の回りのものを選ぶとき、ライフスタイルを見直してみましょう。

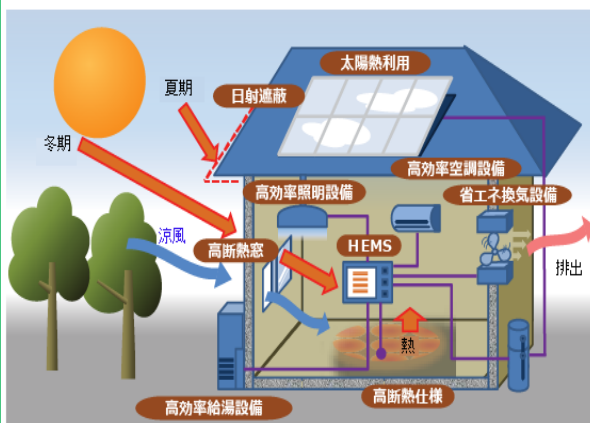
出展：「COOL CHOICE」(環境省ホームページ)

コラム4

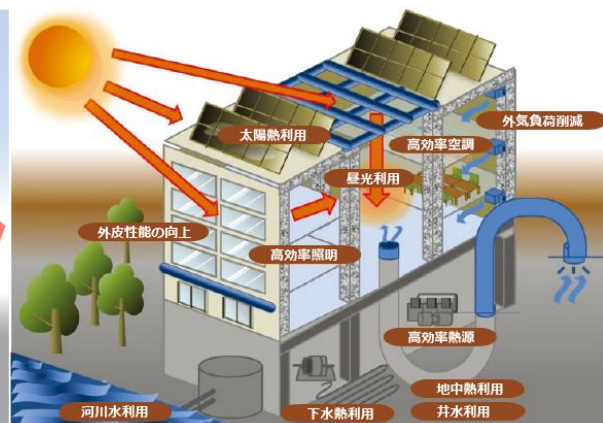
ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス) ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)

ZEH、ZEBとは、建築物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロ以下となる最先端の建築物または住宅です。

ZEH、ZEBの実現・普及により、家庭部門、業務部門におけるエネルギー需給構造を抜本的に改善することが期待されます。



ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス)



ZEB (ネット・ゼロ・エネルギービル)

出展：「ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) に関する情報公開について」(経済産業省ホームページ)

コラム5

新宿「みどりのカーテン」プロジェクト

区は、平成 20（2008）年度から地球温暖化対策の一環として、新宿「みどりのカーテン」プロジェクトに取り組んでいます。

「みどりのカーテン」とは、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を窓の外側にはわせて、室内に差し込む日差しを和らげる自然のカーテンです。また、植物の葉から水分を蒸発させることで気温の上昇を抑えられることから、「みどりのカーテン」を設置すると、エアコンの使用抑制により、節電やCO₂を削減する効果が期待できます。



「みどりのカーテン」

毎年、「みどりのカーテン説明会」を開催し、区民の皆さんに取組みを広げるとともに、区有施設でも育成に取り組んでおり、年間、おおよそ 2,000 枚の「みどりのカーテン」が、区内に設置されています。

コラム6

生物多様性

私たちは、水や空気、食料などの清浄な自然がないと生きていくことができません。その自然は、山、里、海、空、森、干潟、農地、川などの多彩な環境と、それぞれの環境の中で生きている多くの生き物が、つながり、支えあい、バランスを保つことで成り立っています。

この多くの環境や、私たち人間も含めた生き物のつながりを生物多様性といいます。

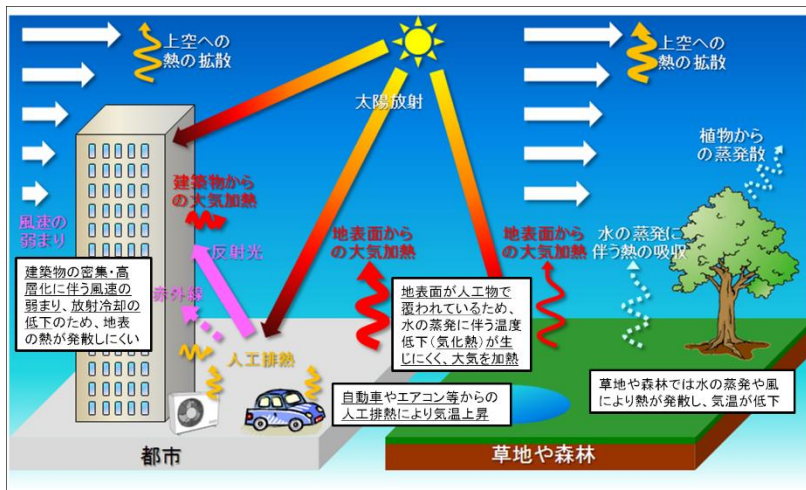
区では、区民ふれあいの森（おとめ山公園）での地形や植生の復元や新宿中央公園ビオトープでの自然観察会、神田川での区民による生き物調査等を通して自然のつながりや生物多様性について考える機会を設けています。



出展：環境省生物多様性ウェブサイト

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。

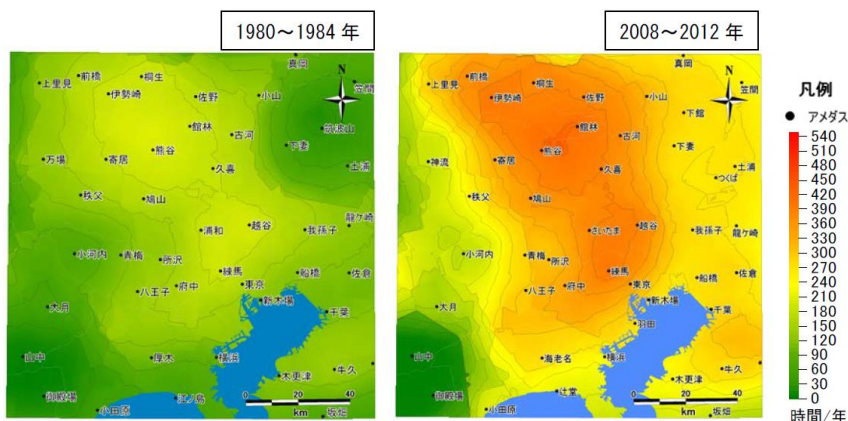
ヒートアイランド現象は、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして課題となっています。



出展：国土交通省 ヒートアイランド・ポータル

東京周辺で 30℃以上となる時間数は、最近では 20 年前の約 2 倍になり、その範囲も郊外へ広がっています。

その影響は熱中症、睡眠障害だけでなく、大気汚染、集中豪雨など私たちの健康や生活、動植物にまで現れています。



関東地方における 30℃以上の合計時間数の分布（5 年間の年間平均時間数）

出典：「ヒートアイランド対策ガイドライン改定版」（環境省）

ヒートアイランド対策としては、道路の遮熱舗装対策や自動車の排熱を削減する対策、またまった緑地を増やすことが効果的とされています。

平成 19（2007）年度から、優れた環境活動を表彰するため「新宿エコワン・グランプリ」を実施しています。

個人・ファミリー部門、グループ（区民団体）部門、環境にやさしい事業者部門の 3 部門の公募制となっています。

平成 28（2016）年度は、部門ごとに大賞、優秀賞、奨励賞を計 13 件表彰しました。また、年間の省エネ活動の報告に基づいて省エネ賞 5 件、みどりのカーテンプロジェクト賞 16 件、新宿エコ自慢ポイント賞 10 件も表彰しました。



基本目標 2 豊かなみどりの保全と創出

個別目標 2-1

まちなかのみどりの保全と創出

まちなかのみどりとして住宅、公園、街路樹等のみどりの保全・充実に努めます。大規模開発計画における公開空地等を活用した積極的なみどりの創出・拡充を図ります。

■現状と課題

- ・ 公園整備や民有地、公共施設における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出することが重要です。
- ・ 生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息できる空間を拡大することが求められています。都は、生物多様性に配慮した緑化を推進することで、点在する緑地をネットワーク化し、東京本来の生態系の維持・再生を図っていくこととしており、区においても生物多様性に配慮した緑化を推進していくことが重要です。
- ・ 平成 28（2016）年 3 月に改定された都の「緑確保の総合的な方針」に基づき、計画的に既存の緑の確保や緑のまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・ 区の「みどりの実態調査（第 8 次）」（平成 27（2015）年度）の調査結果では、区内にある樹木・樹林、草地、屋上緑化の面積は 319.14 h a、緑被率は 17.48%となりました。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
公園面積の目標	117.61 h a	新たに 2 h a の公園面積を確保	みどりの基本計画の目標値
緑視率（人の目に見えるみどりの割合）	18.2%	20%	みどりの基本計画の目標値

■個別の取組

区民	日常生活でのみどりの保全と創出につながる環境配慮行動 💡 新宿「みどりのカーテン」プロジェクト等へ参加し、緑化に努める。 ・ 敷地、建物の緑化と緑の保全の推進を図る。 ・ 地域で花壇ボランティア等に取り組む。 ・ 公園や学校でのビオトープの維持や管理・運営に関わるよう努める。 💡 生物多様性を理解する。
----	--

区民	<u>地域のみどりの保全と創出につながる環境配慮行動</u> 💡 「みどりの記憶」を活かしたみどりの保全・再生・創出を協働により取り組む。 💡 保護樹木、保護樹林等の支援制度を活用する。 ・屋敷林・寺社林と街に散在する境界のみどりの保全に協力する。 ・地域の公園計画づくりへ参加・協力する。
事業者	<u>事業者活動におけるみどりの保全と創出につながる環境配慮行動</u> ・緑化計画書等、法令に基づいた緑化の他、事業所敷地・建物の緑化を推進する。 💡 新宿「みどりのカーテン」プロジェクト等へ参加し、緑化に努める。 ・「地域の庭（コミュニティガーデン）」（庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院等、大規模な敷地のみどり）の開放に努める。 💡 生物多様性を推進する。 <u>地域のみどりの保全と創出につながる環境配慮行動</u> 💡 「みどりの記憶」を活かしたみどりの保全・再生・創出を協働により取り組む。 ・大規模な開発計画では、公開空地等を活用した積極的なみどりの創出に努める。 💡 保護樹木、保護樹林等の支援制度を活用する。
区	<u>普及啓発・支援</u> 💡 新宿「みどりのカーテン」プロジェクトを推進し、地域ごとの育成支援や年間を通じた育成活動を支援する。 <u>みどりの保全と創出</u> ・区立公園等を適切に整備・維持・管理する。 💡 「みどりの記憶」を活かした、土地所有者・区民等との協働によるみどりの保全・再生・創出を図る。 ・大規模な開発計画では、公開空地等を活用した積極的なみどりの創出を誘導する。 ・積極的なみどりの拡充を目指した屋上や壁面等を含め、緑化の推進を図る。 ・「地域の庭（コミュニティガーデン）」（庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院等、大規模な敷地のみどり）におけるみどりの充実と地域への開放に取り組む。 ・地域による継続的な公園活動の仕組みの充実（公園サポーター制度等）を図る。 💡 保護樹木、保護樹林等の支援を推進する。 <u>区の率先行動</u> ・区有施設において様々な手法により多様なみどりを保全・整備する。 ・区立公園や公共施設の新設や改修の機会をとらえ、場所の特性に応じ、生き物の生息に配慮した整備や啓発活動等を行う。 💡 生物多様性を推進する。

個別目標 2-2

水やみどりに親しめる環境づくり

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。水辺やみどりのある場所を利用するとともに、生物多様性の保全にも配慮します。

■現状と課題

- ・ 水辺やみどりの保全には、目に見える水環境だけでなく、地下水の保全も大きな課題です。
- ・ 平成 26 (2014) 年 4 月に国が制定した水循環基本計画では、「持続可能な地下水の保全と利用」を推進するとの考え方が示されています。
- ・ 都は、地下水の保全と利用の適正管理、湧水の保全・回復等に取り組むとともに、気候変動による影響等も踏まえ、東京にふさわしい水循環の再生と水辺環境の向上を図っていくとしており、区においても望ましい水循環の形成が求められています。
- ・ 水辺の環境整備では、地元の小学生や公募による神田川ファンクラブを毎年結成し、年間を通じて神田川の生態を直接体験し学んでいます。また、夏には、神田川の親水テラスを一般開放し、多くの区民の方に川に入る体験を提供しています。平成 29 (2017) 年度の「年間利用者数（一般開放時）」は、1,802 人で、多くの方にご参加いただいています。
- ・ 「神田川生き物調査における確認種数」は、平成 8 (1996) 年度から平成 28 (2016) 年度までの調査において、12 科 23 種が確認されています。平成 28 (2016) 年度はこの内の 5 科 7 種が確認できました。
- ・ 校庭・園庭の芝生化は、生徒たちの学習環境を向上させるばかりでなく、生物多様性の学びの場づくりとしても活用されています。また、学校ビオトープについても維持、整備を進めています。
- ・ 環境学習や体験学習の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発することが重要です。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）	1,802 人	2,000 人	第三次環境基本計画の目標値
みどりのカーテン新規設置数	300 枚／年	300 枚／年 （平成 32 年度目標）	第一次実行計画の目標値

区民	日常生活における環境配慮行動 ・事業者等との協働事業や区民が主体となった自然学習会等に参加する。 ・庭やベランダ等、身近な場所に、生き物の生息環境を創出する。 ・外来生物については、地域の生態系を乱さないよう、法令等に基づいて適切に飼育する。 水やみどりに親しめる環境づくりへの理解を深める ・みどりと水辺の保全と創出のための地域活動や環境学習へ参加する。 💡「新宿の森自然体験ツアー」など自然環境学習へ参加する。 💡みどりの創出による生物多様性に対する意識向上と普及啓発を図る。 ・ビオトープ等に生息する生き物を見守り観察するよう努める。 💡区の伝統野菜である「内藤とうがらし」や「早稲田のみょうが」、「大久保つつじ」等への理解を深める。
事業者	水やみどりに親しめる環境づくりへの理解を深める ・区と協力し、みどりに関する環境教育やイベント等を実施する。 💡みどりの創出における生物多様性への配慮を推進する。 💡自然学習会等に参加・実践するよう努める。 💡区の伝統野菜である「内藤とうがらし」や「早稲田のみょうが」、「大久保つつじ」等への理解を深める。 事業者活動における環境配慮行動 ・みどりと水辺の保全と創出のための地域活動へ参加する。 ・事業所の敷地や屋上等に、生き物の生育環境の創出に努める。
区	普及啓発・支援 💡みどりと水辺の保全と創出に関する情報提供に努める。 💡「新宿の森」等を活用し、自然や生き物に関する環境学習会や講座等を開催する。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、環境学習講座を提供する。 💡区の伝統野菜である「内藤とうがらし」や「早稲田のみょうが」、「大久保つつじ」等の普及啓発を図る。 ・水循環を形成するため、雨水浸透施設の設置誘導や開発時の地下水脈への配慮等、湧水の保全に努める。 ・神田川親水テラスを開放し、区民の利用を促す。 区の率先行動 ・小学校や公共施設に整備した芝生やビオトープを適切な状態に維持・管理し、児童や区民の参加と活用を促進する。 ・「新宿の森」での森林整備によるカーボン・オフセット事業を実施するとともに区民向け自然体験イベントを実施する。 ・区有施設等で屋上緑化や、みどりのカーテンの育成に努める。

基本目標 3 資源循環型社会の構築

個別目標 3-1

ごみの減量とリサイクルの推進

従来から取り組んできた 3 R 推進活動をさらに充実させ、引き続き資源循環型社会の構築に向けた取組を着実に進めます。

■現状と課題

- ・ 都内の食品廃棄物等の発生量は年間約 200 万トン（平成 24（2012）年度）と推計され、特に外食産業から多く発生しています。（＊）食品ロスの削減には、消費者への啓発によるライフスタイルの見直しと食品関連事業者における発生抑制及びリサイクルの推進が必要です。
＊ 事業系食品廃棄物の排出実態等調査及び都内区市のごみ組成結果より都が作成したデータ
- ・ 区の一般廃棄物処理基本計画では、①「ごみ発生抑制によるスリムな社会」、②「資源回収の拡充による循環する社会」、③「事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会」、④「適正なごみ処理を行う社会」を 4 つの柱としています。
- ・ 区の一般廃棄物処理基本計画では、区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量について、平成 27（2015）年度を基準として平成 39（2027）年度までに、108 g 削減し、484 g を目指すこととしています。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
区民一人 1 日当たりの区収集ごみ量	578 g （平成 28 年度）	484 g	総合計画の目標値
新宿エコ自慢ポイントの登録者数	2,820 人	3,720 人 （平成 32 年度目標）	第一次実行計画の目標値

■個別の取組

区民	ごみの減量とリサイクルの推進
	💡 食品ロスの削減を実践する。 💡 「もいちど倶楽部」などを活用し、日用品、衣類、家具等のリユースに努める。 💡 区民が主体となったリサイクル推進のための環境学習へ参画する。 💡 製品購入時に環境に配慮した製品の選択、過剰包装や不用なレジ袋の辞退等、日常生活の中の見直しに努める。 ・ 「新宿エコ自慢ポイント」に登録し、ごみの発生抑制に努める。 💡 資源、ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものは資源化に努める。

区民	💡 生ごみの減量に努める。 リサイクル活動センター等の環境学習や取組に参加する。 ・繰り返し使えるリターナブルびんの商品を購入するよう努める。 ・区が行う分別回収や町会・自治会等の地域の資源集団回収実践団体へ参加し、積極的に資源回収に協力する。
事業者	<u>ごみの減量とリサイクルの推進</u> 💡 食品ロスの削減を実践する。 ・「新宿区 3 R 推進協議会」に参加し、3 R 推進行動を実践するよう努める。 💡 レジ袋の削減を推進し、マイバックの普及に努める。 💡 区と協力し、リサイクル推進のための環境学習を実施する。 ・事業者責任に基づき、ごみの出にくい製品やリサイクルしやすい製品の開発、容器包装類の見直し等に努める。 ・事業用大規模建築物については、「廃棄物管理責任者の選任届」及び「再利用計画書」を作成、提出する。 ・リターナブルびん等の再使用商品の開発、販売を行うよう努める。 ・ごみの排出については、排出者責任により、適切に処理する。 💡 リサイクル可能なものは、自らの責任で資源回収業者に引き渡すよう努める。
区	<u>普及啓発・支援</u> 💡 食品ロスの削減について区民、事業者に普及啓発を進めていく。また、持続可能な社会を目指す消費スタイルであるエシカル消費についても、消費者教育の講座や情報紙などにより、消費者団体等と連携して啓発する。 💡 食品ロスの削減に向け、協力店の登録制度を導入するとともに、フードドライブの周知啓発に努める。 💡 「ふれあいトーク宅配便」等、ごみの発生抑制に関する環境学習を推進する。 ・「新宿エコ自慢ポイント制度」を継続して推進する。 💡 区民、事業者及び区による意見交換の場として「新宿区 3 R 推進協議会」を運営し、レジ袋削減対策等ごみ発生抑制に関する取組を推進する。 ・事業者と協力を呼びかけ、区民への出前講座等の環境学習を推進する。 💡 リサイクル活動センター及び環境学習情報センターを周知するとともに、施設を活用した環境学習の機会を提供する。 <u>ごみの減量とリサイクルの推進</u> ・法令に基づいた再資源化の促進と廃棄物の適正な処理を推進する。 ・事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入検査の強化、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導する。 ・生ごみの減量を推進する。 💡 集団回収、古紙・びん・缶・ペットボトル等の資源回収を推進する。 ・金属、陶器、ガラスごみ及び粗大ごみに含まれる金属等の資源回収を実施し、資源のさらなる有効活用を図る。 ・地域住民が自主的に行う集団回収を推進するため、資源集団回収実践団体への支援を実施する。

●新宿区のごみ量

(単位：t)

種別／年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28年度
可燃ごみ	72,154	69,315	67,567	74,242	73,072	71,496	70,521	69,370	69,161	67,772	67,870	66,903
金属・陶器・ガラスごみ	22,464	22,034	19,984	6,854	5,160	3,855	3,620	3,272	3,136	2,861	2,253	2,258
粗大ごみ	1,824	1,984	2,210	2,127	2,336	2,333	2,549	2,527	2,559	2,376	2,335	2,303
区(局)収計	96,442	93,333	89,761	83,223	80,568	77,684	76,689	75,170	74,856	73,009	72,459	71,464

●資源回収量の推移（平成17（2005）年度から平成28（2016）年度まで）

(単位：t)

種別／年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28年度
集団回収量	7,172	7,383	7,425	7,037	6,574	6,572	6,548	6,469	6,415	6,198	6,150	6,055
びん・缶	3,230	3,204	3,270	3,911	4,112	4,466	4,541	4,565	4,716	4,859	4,882	4,777
紙パック	9	9	14	18	17	15	19	18	14	13	14	13
乾電池	23	21	21	24	26	27	56	51	53	54	66	63
古紙	9,536	9,418	8,714	8,202	7,550	6,724	6,237	5,972	6,081	5,987	5,989	5,803
白色トレイ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ペットボトル	408	809	947	1,214	1,217	1,279	1,428	1,420	1,444	1,387	1,303	1,390
容器包装プラスチック			312	2,047	1,820	1,777	1,719	1,663	1,643	1,672	1,807	1,735
小型電子機器										1	1	1
資源の計 a	20,379	20,844	20,704	22,454	21,316	20,861	20,549	20,159	20,367	20,172	20,212	19,839
ごみ・資源の計 b	116,821	114,177	110,465	105,677	101,884	98,545	97,238	95,329	95,223	93,181	92,671	91,303
資源化率 a/b	17.4%	18.3%	18.7%	21.2%	20.9%	21.2%	21.1%	21.1%	21.4%	21.6%	21.8%	21.7%

*1 白色トレイの回収は、平成18年6月から実施。

*2 容器包装プラスチックは、平成19年7月からモデル実施。

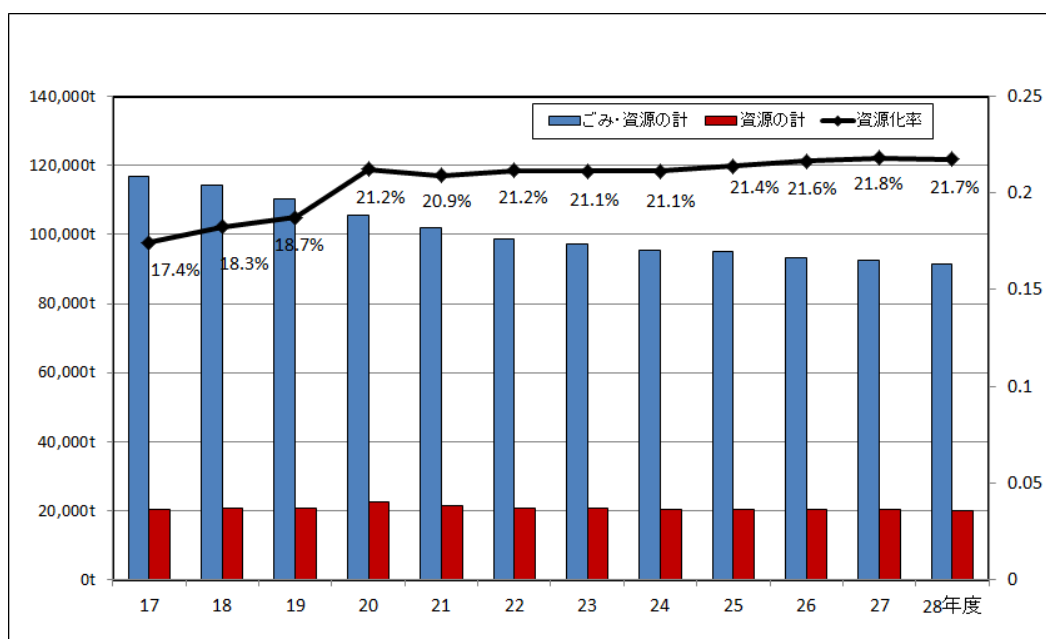
*3 乾電池の回収を平成23年度からびん・缶拠点に拡大

*4 平成25年11月から使用済小型電子機器の回収を実施。

*5 ペットボトルの店頭回収(ルールⅢ)は、平成27年2月に廃止。

*6 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

*7 平成27年度4月から拠点回収から資源・ごみ集積所回収に変更。

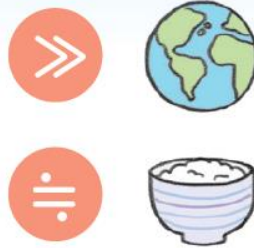


食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間 2,797 万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 632 万トン。これは、世界の食糧援助量（平成 26（2014）年で年間約 320 万トン）の約 2 倍に相当します。

出典：「平成 28 年 6 月発表資料」（農林水産省）

日本の食品ロスの発生量（単位万トン）



世界全体の食料援助量（2014 年）
約 320 万トン

国民 1 人 1 日当たり食品ロス量
約 136g
（茶碗約 1 杯のご飯の量に相当）

平成 28（2016）年度新宿区資源・ごみ排出実態調査の結果、家庭の燃やすごみは推計 41,363 トンで、未利用食品の割合は 6.2%となりました。この量を推計すると約 2,565 トンになり、区民 1 人あたり年間約 7.8kg の食品ロスを出していることになります。

区では、シンポジウムや消費者講座の開催、パンフレットを作成し、食品ロスの削減を推進しています。家庭では、買い物前の冷蔵庫内のチェックや食材を上手に食べ切るなどの取組を、事業者は量り売り、小盛りメニューの導入などを実践し、みんなで食品ロスを削減しましょう。



出典：新宿区ごみ減量リサイクル課作成 食品ロス削減パンフレット

個別目標 3-2

適正なごみ処理の推進

日常生活におけるごみの適正な分別と排出を徹底するとともに、事業系ごみの資源化推進や、不法投棄への対策など、適正なごみ処理を行う社会を目指します。

■現状と課題

- ・ 廃棄物の処理や資源循環のプロセスにおいて、不適正な処理により有害物質が放出される等の環境汚染が生じることがないように、適正な処理を徹底する必要があります。
- ・ 不法投棄等、産業廃棄物の不適正処理の撲滅を目指し、徹底した指導や普及啓発を進めていくことが必要です。
- ・ ごみと資源回収分を合わせた総排出量についても、平成 17（2005）年度に対して平成 28（2016）年度の実績では 21.8%減少しており、ごみの発生抑制の意識が浸透してきたと考えられます。
- ・ 平成 27（2015）年度から区内全域で、びん・缶・ペットボトル等の資源の排出場所を回収拠点から資源・ごみ集積所へと変更しました。平成 28 年度の金属・陶器・ガラスごみの収集量は平成 26（2014）年度比で 21.1%減少しています。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
ごみの減量やリサイクルに取り組む区民の割合	今年度中にアンケートにより現状の割合を設定	取組率向上	総合計画の目標値
資源全体に占める不燃ごみから回収した資源の割合	0.7%	0.6% （平成 32 年度目標）	第一次実行計画の目標値

■個別の取組

区民	<u>ごみの減量とリサイクルの実践</u> ・食品ロスの削減を実践する。 ・生ごみの減量に努める。 💡 資源、ごみを出す際には適切な分別を行うとともに、地域ごとに定められた曜日に適切な場所に出すよう努める。 💡 不法投棄は、住環境悪化の一因となるため、区と連携して不法投棄を許さない地域づくりに努める。 ・建物の建築時には、資源・ごみ集積所の計画的な配置に努める。
事業者	<u>ごみの減量とリサイクルの実践</u> ・商品包装の簡素化等により、ごみの発生を抑制する。 ・環境教育（出前講座、施設見学等）に率先して協力する。 ・金属、陶器、ガラスごみの資源化を図る。 💡 ごみを出す際には、適切な分別を行うとともに、決められた方法で適切な場所に出すよう努める。 💡 廃棄物が不法投棄されないよう、最終処分までの処理過程を把握するよう努める。 ・建物の建築時には、資源・ごみ集積所の計画的な配置に努める。
区	<u>普及啓発・支援</u> ・使用済小型電子機器等の回収を促進する。 ・清掃事業に理解を深めるため出前講座や、収集体験、施設見学会等を実施する。 💡 区民や事業者に対し、適正なごみの出し方について、パンフレットやホームページ等で周知を図る。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、環境学習講座を充実する。 ・食品ロスの削減を推進する。 ・生ごみの減量に努める。 <u>適正なごみ処理の推進</u> ・繁華街における事業系ごみ等の適正な保管・排出規制及び誘導を実施する。 💡 廃棄物等保管場所の整備等により、ごみの適正管理とリサイクルを推進する。 ・金属、陶器、ガラスごみの資源化を推進する。 ・一般廃棄物処理基本計画の着実な推進を図る。 ・災害廃棄物処理計画を策定し、適切な対応を進めていく。 ・法令に基づき、廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者に対しては、排出者責任により、再資源化の促進及び廃棄物の適正な処理を図る。 💡 不適正排出集積所への指導強化として、警告シールの貼付、看板の掲示、周辺への注意ビラの配布等の再発防止策を実施する。 💡 不法投棄が頻発する資源・ごみ集積所については、夜間・早朝パトロール等による排出者指導を実施する。

ごみの分別について

新宿は若い人が多く、国際色豊かな街です。その特色を活かし、清潔でごみのない街を維持するためには、資源・ごみに関する情報をわかりやすくお伝えし、適切な排出の実践につなげていくことだと考えています。

区では、資源・ごみの分別方法をお知らせするために、お住まいの地区の資源・ごみの収集日などをお知らせする冊子やパンフレット、チラシなどを作成して、区民の方にわかりやすい情報提供に努めています。近年、外国人の居住者が増えていることを受け、日本語だけでなく外国語のチラシも用意しています。平成 27（2015）年度にはベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、平成 29（2017）年度にはフランス語、タガログ語、タイ語、アラビア語のチラシを作成しました。これまでも活用してきた日本語、英語、中国語、韓国語を加えて、11 か国語のチラシで区民の方に分別方法などの周知を進めていきます。

ごみの分別は資源の回収にはたいへん重要です。家庭から出る廃棄物を減らし、リサイクルできるものを増やし、生活の場面から環境保護の実践ができる取組みを推進していかなければなりません。

一例として、「水銀に関する水俣条約」については、平成 25（2013）年 10 月に水俣市で開催された外交会議で採択されたことを機に、国内で水銀使用製品の製造・取引・処分に関しての法整備が進められ、平成 28（2016）年 2 月 2 日に条約締結、平成 29（2017）年 8 月 16 日に発効しました。日常生活に欠かせない蛍光灯などの処分についても、今まで以上に配慮が求められています。

区では、以前は蛍光灯を金属・陶器・ガラスごみの収集日に出していただくようお願いしてきましたが、平成 28（2016）年度からは、購入時の紙ケースや新聞紙などに包んで、できるだけ割れないように排出していただくようお願いしています。製品の形で集めた蛍光灯等は区内でいったん保管し、一定量が集まった時点で専門業者に引き渡して、水銀や金属部品等の再資源化を行っています。

こうした先駆的な取組みに関しても機会を見て、広く区民のみなさまにお



「11 か国語のチラシ」

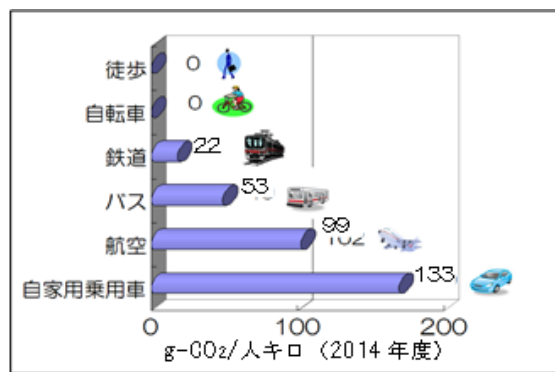
知らせしています。区内へ転入された外国人の方にも事業の意義や効果などをお知らせするとともに、母国の環境政策に興味を持っていただき、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の全世界的な実現の一助になればと考えています。

コラム 11

自転車シェアリング

区は、区民の新たな移動手段の確保や地域の活性化、観光振興やまちの回遊性の向上等を目的に、平成 28（2016）年 10 月から自転車シェアリング事業を開始しました。自転車シェアリングの普及を進めることで、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換を図り、温室効果ガス排出量の削減が期待されます。

さらに、自転車シェアリングの利用促進を図るため、千代田区、中央区、港区、文京区、江東区、渋谷区と広域相互利用を行っており、新宿区を含む 7 区のどこのサイクルポートでも自転車を借りて返すことができます。自転車シェアリングをはじめ、自転車の利用にあたっては、交通ルールやマナーを遵守して利用するよう呼びかけています。



交通手段ごとのCO₂排出量

出典：「『CO₂排出量の比較-1 人を 1 km 運ぶのに排出されるCO₂』（2014 年度）」

（東京都環境局ホームページ）

コラム 12

新宿の森自然体験ツアー

区では、長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に「新宿の森」を開設し、カーボン・オフセットを目的とした森林整備を行っています。

また、3つの「新宿の森」を有効活用するため、区民の皆さんを対象とした森林整備体験イベントを各自治体と連携して実施し、温暖化対策や環境保全について学ぶとともに地元地域の方との交流を図る「新宿の森・自然体験ツアー」を開催しています。



「新宿の森・伊那」



「新宿の森・沼田」

「新宿の森・自然体験ツアー」は、間伐作業や下草刈りなど、区内ではできない貴重な体験を区民の皆さんにさせていただく良い機会となっており、毎年、たくさんの方にご参加いただいています。

基本目標 4 良好な生活環境づくりの推進

個別目標 4-1

きれいなまちづくりの推進

まちの環境美化や良好な環境づくり等を進め、人と自然が調和したまちの快適性を確保します。

■現状と課題

- ・ 春のごみゼロデーの参加者数は、平成 28（2016）年度（第 16 回）は 4,290 人でした。また、新宿年末クリーン大作戦は、2,358 名となり、秋のごみゼロ運動等を含め全体で 470 団体、9,881 名に達しており、年々地域の関心が高くなっています。
- ・ 路上喫煙については、駅前や主要道路で減少傾向にある一方で、裏通り・生活道路へと移行しており、対策が必要な範囲は拡大しています。また、路上喫煙禁止が周知されることに伴い、受動喫煙等に対する意識が高くなり、これまで以上に対策の徹底が求められているほか、喫煙所の利用者も増加していることから、喫煙所周辺の喫煙マナーの向上や喫煙所の改善が求められています。さらに、増加している外国人旅行者も含め、来街者への路上喫煙禁止のルールを周知を徹底していく必要があります。
- ・ 放置自転車等無くしていくためには、撤去活動と整理指導員による「声かけ」活動をさらに強化するとともに、地域社会全体の問題として区民と協働して啓発活動を展開していく必要があります。
- ・ ユニバーサルデザインまちづくりの観点からも誰もが快適に過ごせる都市空間づくりが求められています。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
駅周辺・生活道路での路上喫煙率	0.09%（駅周辺） 0.50%（生活道路）	0.1%未満（駅周辺） 0.3%（生活道路）	総合計画の目標値
自転車シェアリングの利用実績 （1 台あたりの稼働率）	1 回転／日	4 回転／日	自転車等総合計画の目標

■個別の取組

区民	日常生活でのまち美化活動 💡 まちの美化のための公共空間利用ルールを遵守する。 💡 日頃から、自宅の前等の道路は自ら清掃するよう努める。 💡 町会・自治会等の地域組織は、まち地域の美化活動を定期的に行い、自分たちのまちを自分たちの力できれいにするよう努める。
----	--

区民	💡 町会・自治会等の地域組織は、路上喫煙禁止の周知・啓発活動を地域の路上喫煙対策協力員と協力して行うよう努める。 💡 区や地域組織が実施するまち美化への取組や清掃活動、路上喫煙禁止の周知・啓発活動に積極的に参加するよう努める。 良好な生活環境づくり ・まちの美化のための公共空間利用ルールを遵守する。 ・自転車シェアリングを有効活用し、放置自転車の削減に努める。 ・自転車利用のルール、マナーを守り、積極的に活用するよう努める。 ・管理不全な状態の空家等の発生を抑制し、建物等を適正管理するとともに、速やかな解消に努める。 💡 「景観まちづくり計画」に留意する等、区の景観まちづくりに協力するよう努める。
事業者	事業者活動におけるまち美化活動 💡 従業員がごみのポイ捨てや路上喫煙をしないよう、周知・徹底を図る。 💡 事業所周辺の美化活動を定期的に行うよう努める。 💡 まち美化への取組や清掃活動、路上喫煙禁止の周知啓発に積極的に協力する。 良好な生活環境づくり 💡 自転車シェアリングを有効活用し、放置自転車の削減に努める。 ・自転車利用に配慮した施設の整備に努める。 💡 「景観まちづくり計画」に留意する等、区の景観まちづくりに協力するよう努める。
区	普及啓発・支援 💡 「ごみゼロデー、秋の地域ごみゼロ運動、年末クリーン大作戦、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」等を区民、事業者等と協働で実施し、ポスターや路面タイル、標識等を作成、掲出・設置する等により周知・啓発を図る。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、環境学習講座を提供する。 きれいなまちづくりの推進 💡 まちの美化活動を支援し、来街者も意識したきれいなまちづくりに努める。 ・受動喫煙防止策を講じた、公共の喫煙所の設置に努める。 ・管理不全な状態の空家等について、所有者等への助言や指導を行い、火災等の発生を防止するとともに良好な生活環境の確保を図り、空家等対策を推進する。 ・美化推進重点地区における美化を推進するため、対象地域の道路を清掃する。 💡 路上喫煙禁止の一環として、路上喫煙禁止パトロールを実施する。 良好な生活環境づくりの推進 💡 自転車シェアリングを推進する。 ・歩行者等の通行の妨げとなる路上不法占用物件や放置自転車等の対策を行う。 💡 「景観まちづくり計画」を着実に運用し、景観に配慮したまちづくりを推進する。 区の率先行動 ・区も一事業者として、職員や商店会、事業者、ボランティア等と協働で「歌舞伎町クリーン作戦」を毎週実施する。

個別目標 4-2

都市型公害対策の推進

大気汚染や水質汚濁等、広域的な公害の改善を図るとともに、騒音や臭気問題等の近隣公害に対して適切な対策を講じるよう指導します。有害汚染物質に関しては、適切な情報提供や事業者への助言、指導を行うとともに、災害時のがれき処理等を行う際に発生が予測されるリスクの軽減対策を推進します。

■現状と課題

- ・ PM2.5 と光化学オキシダント対策として、原因物質であるNOX及びVOCの排出抑制を更に進める必要があります。
- ・ 水銀含有廃棄物の廃棄や廃石綿及び石綿含有建材が使用されている建物の解体は今後も続くことから、これまで以上に適正処理の取組を強化していく必要があります。
- ・ 土壌汚染は蓄積性が強く、地下水の汚染とも密接に関連し、その影響が長期に及ぶため、改善を着実に進めていく必要があります。
- ・ 事業所における化学物質の適正管理については、環境確保条例に基づく指導を徹底していますが、災害時のがれき処理等の実施に伴う安全管理等、緊急時の対応についても適正な管理を周知していく必要があります。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
環境基準 100%達成 （各年度調査）	大気中のオキシダント濃度、PM2.5 濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成（平成 28 年度）	100%達成	第三次環境基本計画の目標値
苦情処理の対応満足度 （各年度集計）	80% （平成 28 年度）	満足度向上	第三次環境基本計画の目標値

■個別の取組

区民	日常生活での環境配慮行動 - 日常生活で発生する音や臭い等は近隣へ配慮し、協調に努める。 - 光化学スモッグの発生に注意するよう努める。 - 放射性物質やアスベスト等についての正確な知識や情報の収集に努める。
事業者	事業者活動における環境配慮行動 - 排気、騒音等、事業活動に伴う周辺環境への配慮に努める。 - 建築工事等や店舗等、事業活動に伴う騒音や悪臭については、地域との協調に努め、問題の解決を図る。 - 光化学スモッグの発生に注意し、従業員や顧客への周知徹底を図る。 - アスベストの除去等飛散防止対策等に努める。 - 関係法令に基づき適正管理化学物質について管理の適正化、事故の防止等の確保を図る。
区	都市型公害対策の推進 - 騒音、臭気、光害、ビル風等に配慮した建物整備を誘導する。 - 環境測定を継続的かつ定期的に実施する。 - 有害鳥獣対策（カラス、ハクビシン等）を実施する。 - 放射線の測定及び監視を継続する。 - 土壌汚染、地下水汚染対策を推進する。 - 光化学スモッグ発生時は、区有施設等や区民への情報提供を迅速に行う。 - 有害化学物質（PCB、アスベスト、フロン等）の適正管理を推進する。 - 良好な環境維持のため、建築現場、商店街等における騒音や飲食店等からの悪臭について、監視体制を強化するとともに、規制・指導を行う。 - 事業所における化学物質の排出状況を把握し、適正な管理を指導する。 - 工場、指定作業場の廃止時等における、土壌汚染対策の適切な助言・指導を行うとともに、土壌汚染対策に関する情報の提供を行う。 - 光化学スモッグ等の原因物質のひとつになるVOCの含有量の少ない低VOC塗料や低公害の建材を使用する等、大気汚染防止を図る。 - 地域防災計画のがれき処理計画等に基づき、災害時のがれき処理等についてはアスベスト等有害汚染物質飛散防止に向けた適切な対応を図る。 - アスベスト除去等工事において、アスベスト飛散防止対策状況の検査や工事業者への助言・指導を行う。 - 民間建築物の所有者等に対し、吹付けアスベスト除去等工事の啓発・助成を行う。 - 化学物質管理方法書の作成における対象業者への情報提供と意識啓発を行う。 - ビル地下排水槽の臭気対策を推進する。

基本目標 5 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

個別目標 5-1

主体的な環境活動とネットワーク化

区内各地で行われている環境活動について、さらなる活動の広がりや活性化のため、個人や地域の主体的な環境活動とネットワーク化が、さらに進んでいくよう働きかけていきます。

■現状と課題

- ・ 持続可能な社会の実現に向け、区民、事業者、N G O ・ N P O 等多様な主体との連携による取組を推進する必要があります。
- ・ 地域での環境保全活動を継続・促進していくためには、環境団体やリーダーの育成、組織の充実を図っていくことが必要です。
- ・ 区外でも「新宿の森」における森林保全体験やカーボン・オフセットの取組が行われています。これらの環境活動について、区ホームページでの情報発信や、学校等、教育機関での展開、イベント等を通じた世代間交流等、既存活動の内容拡充や新たな活動の展開を通じて、各主体の参加と協働を促進しながら、活動のネットワーク化を図り、引き続き個人や地域の活動促進を図ることが重要です。
- ・ 地域で環境活動や環境学習を推進している事業者・団体がそれぞれの立場で環境教育や体験学習を応援する「新宿の環境学習応援団」が、依頼に基づき出前講座（授業）を行っています。
- ・ N P O 法人新宿環境活動ネットと共催で、毎年区立小学校を会場として「まちの先生見本市」を行っています。地域団体・事業者・N P O ・区等が「まちの先生」となり、子どもだけでなく地域の方や学校の先生等を対象に、パネル展示、体験型ワークショップ等を開設しています。平成 20（2008）年度からは、「環境学習発表会」と同時開催し、小学生による環境学習の発表が行われています。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	今年度中にアンケートにより現状の割合を設定	取組率向上	総合計画の目標値
新宿エコ隊登録人数	5,000 人	6,000 人 （平成 32 年度目標）	第一次実行計画の目標値

区民	環境学習・環境活動への参加 💡 環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 💡 「エコライフまつり」や、「夏休みエコにトライ」「新宿こどもエコクラブ」など環境イベントに参加し、環境に関する理解を深める。 💡 「エコワン・グランプリ」など環境活動に関するコンテストに応募し、環境に良い取組を広める。 ・「エコチェック・ダイアリー」など、環境家計簿を活用し、省エネを推進する。 ・環境絵画、環境日記の作成など、環境を考える機会に参加する。 ・「新宿の森」自然体験ツアーに参加し、環境を学び、参加者間の交流を深める。 環境活動の実践とネットワークへの参加 ・「新宿エコ隊」へ参加し、地球温暖化対策に取り組む。 ・「染の小道」等、地域の特色のある活動に参加する。 ・「エコリーダー養成講座」など、地域の環境リーダーを育成する講座を受講し、地域で活動する。 ・新宿「みどりのカーテン」プロジェクトに参加し、他の育成者とのつながりを持つ。 ・「エコライフ推進員」として、地域の環境活動に参加する。
事業者	ネットワーク化につながる事業者環境活動 💡 環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 💡 「エコライフまつり」や、「まちの先生見本市」等の環境イベントに参加し、来場者や他の出展者と交流を図る。 ・「環境学習出前講座」に協力し、地域や学校で環境の啓発を図る。 ・「新宿環境経営塾」や省エネルギーセミナー等へ参加し、環境に関わる経営について理解を深めるとともに事業者間の交流を図る。 💡 「エコワン・グランプリ」などの環境活動に関するコンテストに応募し、良好な取組事例を地域へ広める。 ・「新宿エコ事業者連絡会」に参加し、事業者間の交流を深める。
区	ネットワーク化につながる普及啓発・支援 💡 環境学習情報センター及びリサイクル活動センターを拠点とする環境活動のネットワーク化を支援する。 💡 「エコワン・グランプリ」等、環境活動に関するコンテストや、環境活動への表彰制度などを推進する。 ・「新宿エコ隊」の活動を推進する。 ・新宿「みどりのカーテン」プロジェクトを実施し、緑化の推進を図る。 ・区内のみどりや河川、ビオトープを活用した自然や生き物とふれあう機会や維持・管理活動への参加を促進する。



区民向け環境学習の実施

- ・「エコリーダー養成講座」を開催し、地域で環境活動に取り組む人材を育成する。
- 💡 「エコライフまつり」など環境イベントを開催し、来場者が環境を知り、出展団体同士が関わりをもてる場を提供する。
- ・「エコチェック・ダイアリー」を作成し、環境家計簿を活用した環境意識の向上を図る。
- ・環境絵画・環境日記を募集し、優秀作品を表彰して普及啓発を図る。
- ・カーボン・オフセットの意義を周知するため、「新宿の森」自然体験ツアーを実施する。
- ・環境学習出前講座を実施し、地域や学校で環境の啓発を図る。

事業者向け環境学習の実施

- ・「新宿環境経営塾」や省エネルギーセミナー等を開催し、参加者の環境経営の学びと参加者同士の交流を図る。
- ・「新宿エコ事業者連絡会」と連携し、事業者と環境保全意識の向上を図る。

コラム 13

新宿区立環境学習情報センター

区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、具体的な実践行動に結びつけられるよう、環境学習情報センターを交流拠点として継続的な事業実施や、様々な情報提供を通じて普及啓発を行っています。

平成 16（2004）年 6 月 5 日に開設し、1 階の区民ギャラリーと 2 階の環境学習情報センターの複合施設となっており、区民公募で選ばれた「エコギャラリー新宿」の愛称で親しまれています。

指定管理施設として、指定管理者のノウハウを活かし、新宿「みどりのカーテン」プロジェクトや、事業者向け省エネセミナーなどを実施しており区
の環境教育・環境学習の拠点となっています。



「エコギャラリー新宿」

社会的費用便益分析とは

企業の事業活動によって利潤（＝収入－費用）を生みだすのと同様に、社会活動において、事業活動での利潤にあたる純便益を生み出そうという考え方があります。これを「社会的費用便益分析」と言います。

例えば、地球温暖化防止のための施策を実施することにより、気候変動が緩和され、熱中症や感染症による健康被害の防止、自然災害の軽減など、企業の利潤に相当するさまざまな「社会的な純便益」が期待されます。

区内では、新宿御苑の整備や首都高速道路中央環状新宿線の整備といった事業やプロジェクトにこういった考え方が活用されています。

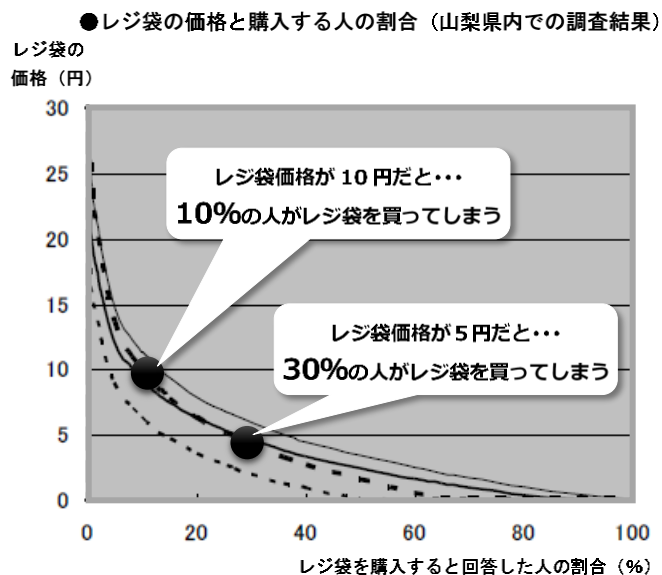
～レジ袋削減に関する研究事例から～

山梨県では、地球温暖化防止と循環型社会構築に向けて、平成 20（2008）年からマイバッグの持参やレジ袋を無料配布しないように促す施策を実施しています。

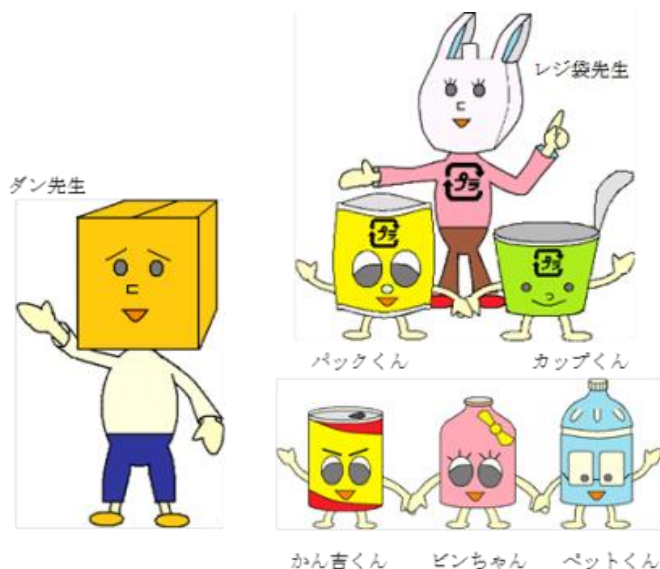
県内の消費者を対象にした意向調査によると、レジ袋を有料化する場合、価格を高くする方が、レジ袋を購入せずマイバッグを持参する人が増えることがわかりました（右図）。

レジ袋の有料化が、ごみの減量化やごみ処理コストの削減というメリット（＝社会的な純便益）につながります。

区内のスーパー、小売店においても、レジ袋の削減に向けた取組が進んでいます。



引用の出所：＊安田 八十五・白 永樹（2013）「新宿区環境審議会資料「環境教育資料性」及びレジ袋需要曲線の構造変化の分析と評価」、MACRO REVIEW, Vol. 25, No. 2, PP. 7-13, February 2013, 日本マクロエンジニアリング学会誌、第25巻、第2号、7頁-13頁、平成25年2月、学会優秀論文賞 受賞



個別目標 5-2

環境学習の推進

環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、全ての世代に対する環境学習を推進するよう取り組んでいきます。

■現状と課題

- ・ 次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、区民が環境を学べる機会等の積極的な提供を行うことが重要です。
- ・ 区有施設の活用、I C T環境の整備等により、環境学習や普及啓発の取組を充実させ、環境への区民の理解を促進していくことが重要です。
- ・ 区では、エコリーダー養成講座や事業者による出前講座等、区民や事業者が自ら学び、実践していく取組が活発に行われています。また、毎年「新宿区環境白書」を発行し、区の環境の現状を公表する等、区民・事業者の意識向上を促しています。
- ・ エコリーダー養成講座の修了生が、新たに講師となって次世代の育成を図る等、継続的な活動へと繋げています。環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、年齢を問わず全ての世代に対する環境学習を推進することが重要です。

■指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
環境絵画展・環境日記展の応募者数	1,350 人／年	1,450 人／年 （平成 32 年度目標）	第一次実行計画の目標値
環境問題・環境教育への理解・関心度	88%	90% （平成 32 年度目標）	第一次実行計画の目標値

■個別の取組

区民

日常生活での環境学習の推進

- ・ 「エコリーダー養成講座」など、地域の環境リーダーを育成する講座を受講し、地域で活動する。
- 💡 「エコライフまつり」や、「夏休みエコにトライ」「新宿こどもエコクラブ」など環境イベントに参加し、環境に関する理解を深める。
- 💡 「エコワン・グランプリ」など環境活動に関するコンテストに応募し、環境に良い取組を広める。

区民	・環境絵画、環境日記の作成など、環境を考える機会に参加する。 ・新宿「みどりのカーテン」プロジェクトに参加し、他の育成者とのつながりを持つ。 ・「新宿の森」自然体験ツアーに参加し、環境を学び、参加者間の交流を深める。
事業者	環境学習の推進につながる事業者活動 ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 💡「エコライフまつり」や、「まちの先生見本市」等に参加し、来場者や他の出展者と交流を図る。 ・「環境学習出前講座」に協力し、地域や学校で環境の啓発を図る。 ・「新宿環境経営塾」へ参加し、環境経営への理解を深め、事業者間の交流を図る。 💡「エコワン・グランプリ」などの環境活動に関するコンテストに応募し、良好な取組事例を地域へ広める。 ・「新宿エコ事業者連絡会」に参加し、事業者間の交流を深める。
区	普及啓発・支援 ・環境保全活動の普及・啓発・支援を実施する。 ・環境学習情報センター及びリサイクル活動センターを拠点とする環境活動のネットワーク化を支援する。 💡「エコワン・グランプリ」等、環境活動における表彰による取組を推進する。 ・「新宿エコ隊」の活動を推進する。 ・新宿「みどりのカーテン」プロジェクトを実施する。 ・区内のみどりや河川、ビオトープを活用した自然や生き物とふれあう機会や維持・管理活動への参加を促進する。 ・「エコリーダー養成講座」を開催し、地域で環境活動に取り組む人材を育成する。 💡「エコライフまつり」を開催し、来場者が環境を知り、出展団体同士が関わりをもてる場を提供する。 ・「エコチェック・ダイアリー」を作成し、環境家計簿を活用した環境意識の向上を図る。 ・環境絵画・日記を募集し、優秀作品を表彰して普及啓発を図る。 ・カーボン・オフセットの意義を学ぶため、「新宿の森自然体験ツアー」を実施する。 ・「環境学習出前講座」を実施し、地域や学校で環境の啓発を図る。 ・「新宿環境経営塾」を開催し、参加者の環境経営の学びと参加者間の交流を図る。 ・学校を主体とした環境学習を推進する。

〈新宿区エコ事業者連絡会〉

平成 13（2001）年 3 月に行われた環境に関するシンポジウムの参加者から事業者のネットワークの立ち上げが提案され、これを機に「新宿区エコ事業者連絡会」が発足しました。事業者が情報交換しながら、相互に環境保全への取組をレベルアップさせていくとともに、地域への関わりを深めていくことを目的として活動しています。

区が事務局を務め、毎年、施設見学会や事例発表会などを積極的に行っています。

現在の会員事業者数は 90 事業者を超えています。

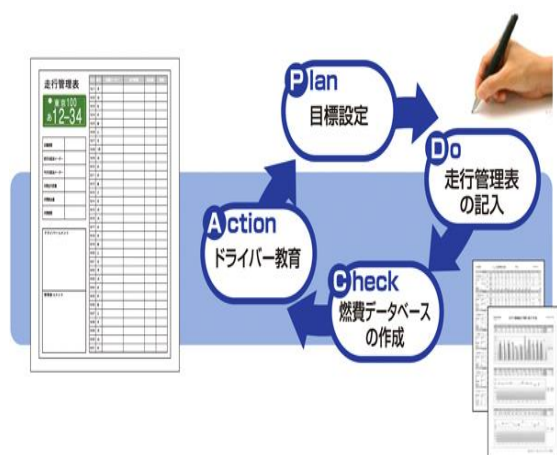


施設見学会の様子



事例発表会の様子

〈経営改善につながるグリーン・エコプロジェクト〉



東京都トラック協会は、平成 18（2006）年に全国に先駆け、地球温暖化防止に向けた独自のCO₂等削減対策を盛り込んだ「グリーン・エコプロジェクト」を立ち上げました。

車両ごとに収集した燃費からデータベースを構築し、継続的なエコドライブ活動の推進・支援を行い、CO₂ 排出量の削減や燃費向上に伴うコスト削減、事故防止等に向けた取組を展開しています。



出展：東京都トラック協会ホームページ

〈区立小中学校での環境学習〉

学校で行う環境教育は、生涯を通じた環境学習の基礎となります。区内の小・中学校では、総合的な学習の時間等を利用して、創意工夫を凝らした環境への様々な取組に関する学習が行われています。

〈環境学習発表会〉

平成20（2008）年度から、新宿区教育委員会で実施している「環境学習発表会」では、各学校で行われている環境学習の取組を、児童が発表しています。環境学習の成果を広く発信することで、児童のみならず、地域住民の環境学習に対する関心も高め、学校における環境学習の一層の推進を図っています。「まちの先生見本市」と同時開催しています。



環境学習発表会

平成 28（2016）年度は、平成 29（2017）年 1 月 28 日（土）に落合第三小学校で開催し、出展は 57 団体、来場者数は約 1,651 名でした。



まちの先生見本市

〈区立小学校でのみどりのカーテンの育成〉

新宿「みどりのカーテン」プロジェクトに参加している学校では、校舎にネットを固定するアンカー設置工事や花壇の整備工事を行い、りっぱなカーテンづくりを目指しています。

みどりのカーテンは、土づくりからゴーヤの育成・観察および省エネ効果の研究まで幅広く取り組んでいます。また、カーテンの内側は約 3～6℃気温が低く、涼しく感じられます。



花園小学校のみどりのカーテン



余丁町小学校のみどりのカーテン

第 4 章

推進体制と進行管理

この計画に掲げられている各種施策が着実に実施され、適切な進行管理を行うための推進体制と進行管理について示します。

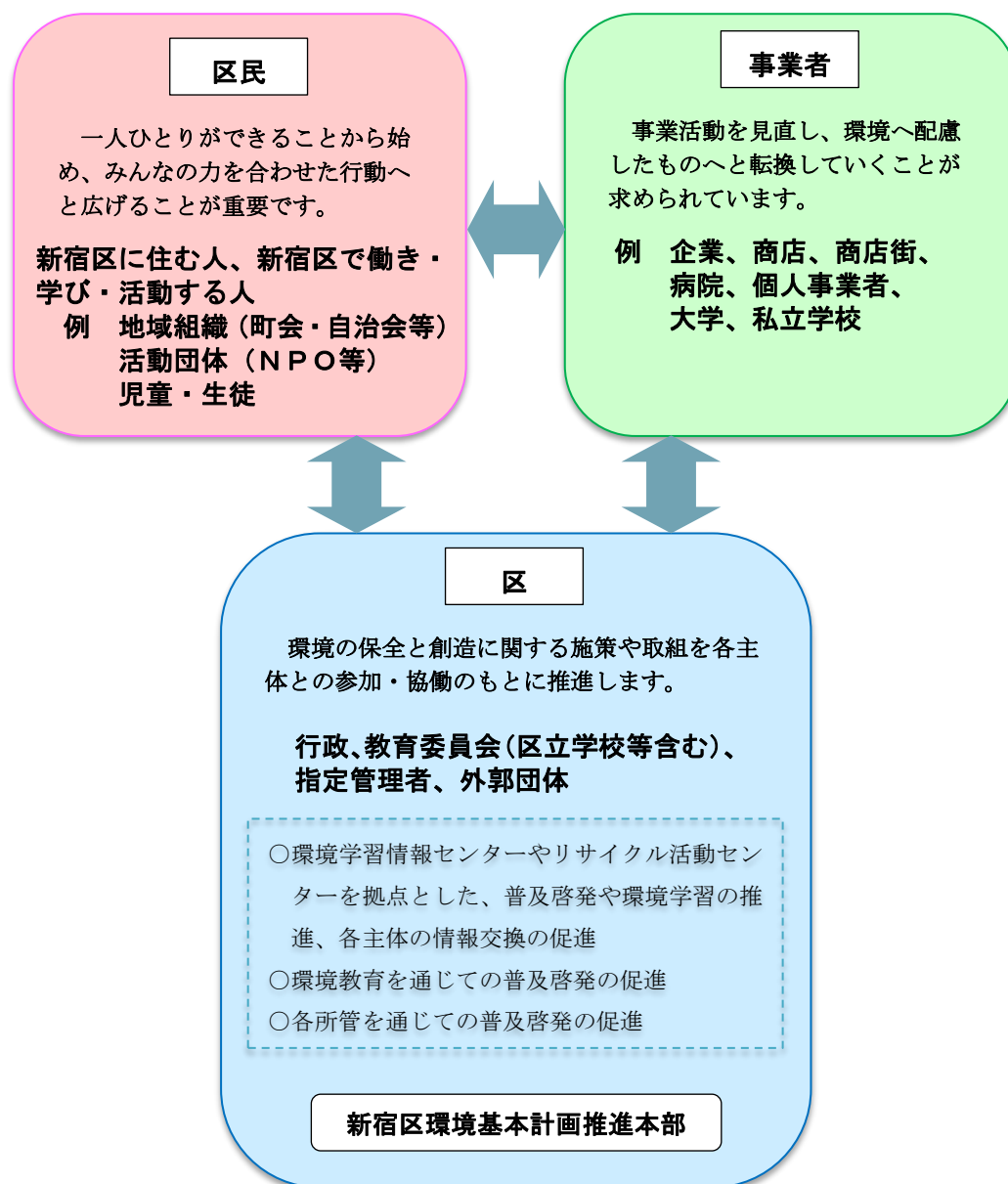
- ① 計画の推進体制
- ② 計画の進行管理

第4章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

区民・事業者・区の3者の連携・協働により、この計画を着実に推進していくため、新宿区環境基本計画推進本部が中心となる推進体制を確立します。

●推進体制



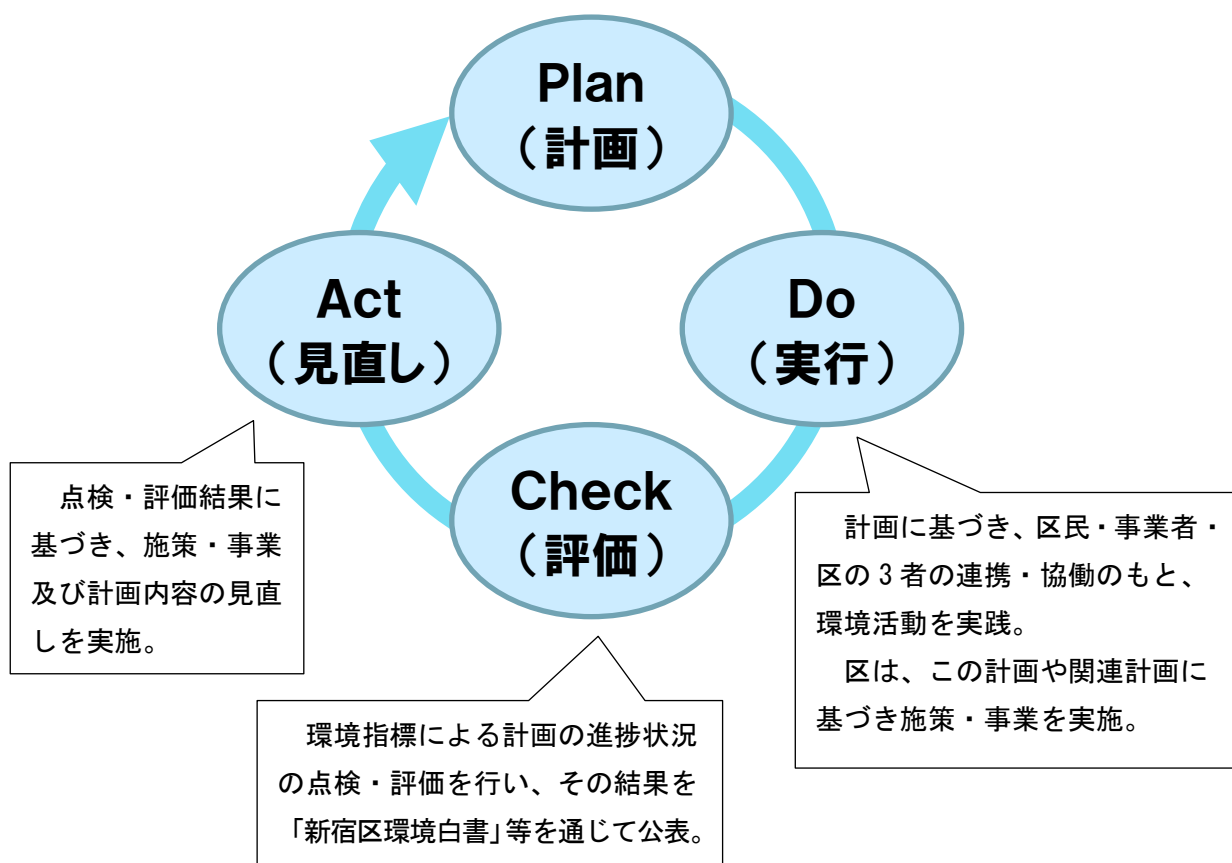
2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルに基づく進行管理

この計画を着実に推進していくため、第3章に示した「基本目標と達成のための取組」に沿って各主体の実践行動を促していきます。

また、新宿区環境基本計画推進本部が中心となり、「計画（Plan）」⇒「実行（Do）」⇒「点検・評価（Check）」⇒「見直し（Act）」という一連の流れ「PDCAサイクル」を基本とし、目標の達成状況、施策の進捗状況等を定期的に把握・評価し、適切に進行管理を行っていきます。

●進行管理（PDCAサイクル）の概念図



(2) 計画の進捗状況の点検・評価

計画の進行管理にあたっては、毎年度「新宿区環境白書」を作成、配布し区のホームページでも公開して実効性を担保しています。

「新宿区環境白書」の中で、環境指標による各主体の取組状況、目標達成に向けた指標値の状況を毎年度点検し、進捗状況を評価します。



●「新宿区の排出削減目標」の達成状況の点検・評価の流れ

平成 25	...	平成 30	...	平成 39	...	平成 42
2013	...	2018	...	2027	...	2030
基準 年度		策定 年度	対策・施策の進捗把握、 5年毎に見直しの検討	到達見通 しの評価 の実施		排出削減目標 の目標年度
 第三次環境基本計画 計画期間						

資料編

●策定経緯

年月日	内 容	備 考
平成 26 年 7 月 24 日	第 10 期 第 1 回環境審議会	・新宿区第二次環境基本計画について ・今後の新宿区の環境について
平成 26 年 11 月 27 日	第 10 期 第 2 回環境審議会	・新宿区地球温暖化対策指針の見直しについて ・講話「地球温暖化をめぐる国の動向等について」 *講師：崎田裕子委員
平成 27 年 3 月 25 日	第 10 期 第 3 回環境審議会	・地球温暖化をめぐる国の最新の動向等について
平成 27 年 6 月 30 日	第 10 期 第 4 回環境審議会	・「新宿区地球温暖化対策指針」等検討スケジュールについて ・「新宿区地球温暖化対策指針」のあり方検討について
平成 27 年 8 月 27 日	第 10 期 第 5 回環境審議会	・第三次新宿区環境基本計画の策定について ・新たなCO₂排出量削減目標等の設定について
平成 27 年 10 月 21 日	第 10 期 第 6 回環境審議会	・新たなCO₂削減目標（事務局案）に対する意見について
平成 28 年 1 月 28 日	第 10 期 第 7 回環境審議会	・COP21 における合意内容について（報告） ・新たなCO₂削減目標の取組に関する意見について ・第三次新宿区環境基本計画に取り込む温暖化対策指針の体系（案） ・新たなCO₂削減目標の取組内容（案）
平成 28 年 3 月 28 日	第 10 期 第 8 回環境審議会	・新宿区地球温暖化対策指針の見直しについて（報告案）
平成 28 年 6 月 22 日	第 10 期 第 9 回環境審議会	・新宿区地球温暖化対策指針の見直しについて

年月日	内 容	備 考
平成 28 年 7 月 25 日	第 11 期 第 1 回環境審議会	・「新宿区第三次環境基本計画」について（諮問） ・環境審議会について ・第三次環境基本計画策定スケジュール概略 ・第二次環境基本計画実績（平成 25 年度～平成 27 年度）と基本目標について
平成 28 年 9 月 5 日	第 11 期 第 2 回環境審議会	・第二次環境基本計画の実績に関する追加報告について ・第二次環境基本計画の基本目標に関する意見（集約結果）について ・第三次環境基本計画体系案について
平成 28 年 11 月 10 日	第 11 期 第 3 回環境審議会	・第三次環境基本計画 基本目標体系案について ・基本目標 2 豊かなみどりの保全と創出に関する施策について ・基本目標 3 資源循環型社会の形成に関する施策について
平成 29 年 1 月 19 日	第 11 期 第 4 回環境審議会	・第三次環境基本計画 基本目標体系案について ・基本目標 4 安全・安心・快適な生活環境の確保に関する施策について ・基本目標 5 多様な主体の環境活動と環境学習の推進に関する施策について
平成 29 年 3 月 23 日	第 11 期 第 5 回環境審議会	・第三次環境基本計画 基本目標体系案について ・今後のスケジュール及び第三次環境基本計画構成イメージ案について
平成 29 年 5 月 12 日	第 11 期 第 6 回環境審議会	・第三次環境基本計画 基本目標毎の個別施策（案）について
平成 29 年 6 月 5 日 ～6 月 19 日	区民・事業者 アンケートの実施	区 民：1,800 人 事業者：388 事業者 を対象に実施
平成 29 年 7 月 5 日	第 1 回環境基本計画 推進検討部会	・アンケート結果報告 ・第三次環境基本計画素案の協議

年月日	内 容	備 考
平成 29 年 7 月 31 日	第 1 回環境基本計画 推進本部会議	・ アンケート結果報告 ・ 第三次環境基本計画素案の協議
平成 29 年 8 月 2 日	第 11 期 第 7 回環境審議会	・ 第三次環境基本計画素案について
平成 29 年 8 月 25 日 ～9 月 25 日	パブリックコメント	意見等 15 件
平成 29 年 9 月 7 日 ～9 月 12 日	地域説明会	9/7 新宿リサイクル活動センター、四谷地域センター 9/12 環境学習情報センター 参加者 94 名、意見等 9 件
平成 29 年 10 月 26 日	第 11 期 第 8 回環境審議会	・ パブリックコメント結果報告 ・ 第三次環境基本計画答申案の素案の検討
平成 29 年 11 月 20 日	第 2 回環境基本計画 推進検討部会	・ パブリックコメント結果報告 ・ 第三次環境基本計画答申案の協議
平成 29 年 12 月 14 日	第 2 回環境基本計画 推進本部会議	・ パブリックコメント結果報告 ・ 第三次環境基本計画答申案の協議
平成 29 年 12 月 19 日	第 11 期 第 9 回環境審議会	・ 「新宿区第三次環境基本計画」の策定について（答申）
平成 30 年 1 月 23 日	第 11 期 第 10 回環境審議会	・ 第三次環境基本計画案の報告
平成 30 年 2 月 1 日	第 3 回環境基本計画 推進本部会議	・ 「新宿区第三次環境基本計画」の決定

●委員名簿

新宿区環境審議会

	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者	丸 田 頼 一	千葉大学名誉教授・農学博士	会長
	安 田 八 十 五	新宿区リサイクル清掃審議会会長・工学博士	
	崎 田 裕 子	環境省「中央環境審議会」委員 経済産業省「総合資源エネルギー調査会」臨時委員 ジャーナリスト・環境カウンセラー	
	勝 田 正 文	早稲田大学理工学術院教授・工学博士	
	野 村 恭 子	PwCあらた有限責任監査法人 ディレクター 環境学博士・技術士（環境部門）	副会長
その他の委員	亀 井 潤一郎	公募区民	
	福 井 榮 子	公募区民	平成 28. 7. 15～
	原 田 由美子	公募区民	
	千 田 政 明	公募区民	平成 28. 7. 15～
	齋 藤 親 子	公募区民	平成 28. 7. 15～
	福 田 雅 人	公募区民	～平成 28. 7. 14
	遠 田 千 草	公募区民	～平成 28. 7. 14
	手 塚 京 子	公募区民	～平成 28. 7. 14
	大 島 弥 一	東京都トラック協会新宿支部長	平成 28. 7. 15～
	鈴 木 一 末	東京都トラック協会新宿支部長	～平成 28. 7. 14
	山 本 竜太郎	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社長	平成 27. 7. 1～
	川 村 祥 二	東京電力株式会社新宿支社長	～平成 27. 6. 30
	中 基 浩 正	東京商工会議所新宿支部事務局長	平成 27. 4. 1～
	山 下 昌 敏	東京商工会議所新宿支部事務局長	～平成 27. 3. 31
	小 畑 俊 満	東京ガス株式会社中央支店副支店長	
	桑 島 裕 武	新宿区若松地区町会連合会会長	平成 27. 9. 14～
	大 崎 秀 夫	新宿区町会連合会会長	～平成 27. 9. 13
区	野 田 勉	環境清掃部長	平成 29. 4. 1～
	柏 木 直 行	環境清掃部長	～平成 29. 3. 31

●環境基本計画基本目標の推移



●第三次環境基本計画の基本目標と上位計画等との関連について

第三次環境基本計画		新宿区基本計画		まちづくり長期計画 (都市マスタープラン)	関連計画
基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	課題別戦略・戦略 ・重点的な取組	
1 地球温暖化対策 ヒートアイランド対策 の推進	1-1 再生可能エネルギーの 活用とエネルギー利用の 効率化の推進	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造 8 地球温暖化対策の推進		環境に配慮したまちづくりの 方針 重点課題 2 『賑わい都市・新宿の創造』 f 「持続的に発展する都市の推 進」 ① 地球温暖化対策の推進 (まちづくり戦略プラン)	
	1-2 家庭及び職場の省エネ ルギーへの取組を支援し、 環境に配慮したライフス タイルへの転換の推進				
	1-3 ヒートアイランド対策の推進				
2 豊かな みどりの 保全と 創出	2-1 まちなかの みどりの保全と創出	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造 7 豊かなみどりの創造と 魅力ある公園等の整備		みどり・公園整備の方針 重点課題 2 『賑わい都市・新宿の創造』 f 「持続的に発展する都市の推 進」 ② 豊かなみどりの創造と魅力 ある公園等の整備の推進 (まちづくり戦略プラン)	新宿区 みどりの 基本計画
	2-2 水やみどりに 親しめる環境づくり				
3 資源循環 型社会の 構築	3-1 ごみの減量と リサイクルの推進	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造 9 資源循環型社会の構築		環境に配慮したまちづくりの 方針	新宿区一 般廃棄物 処理 基本計画
	3-2 適正なごみ処理の推進				
4 良好な 生活環境 づくりの推 進	4-1 きれいなまちづくりの推進	Ⅱ 新宿の高度防災都市化 と安全安心の強化 3 暮らしやすい安全で 安心なまちの実現 ③ 良好な 生活環境づくりの推進		環境に配慮したまちづくりの 方針	新宿区 空家等対 策計画、 新宿区 自転車等 の利用と 駐輪対策 に関する 計画
	4-2 都市型公害対策の推進				
5 多様な主 体の連携 による環 境活動と 環境学習 の推進	5-1 主体的な環境活動と ネットワーク化	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造 8 地球温暖化対策の推進		環境に配慮したまちづくりの 方針	
	5-2 環境学習の推進				

●環境行政のあゆみ

変遷の特長		国の動き	
昭和 40 年代 半ば頃 ↓ 昭和 50 年代 半ば頃 ↓ 平成 ↓ 現在	公害に対する規制行政のはじまり 典型 7 公害（大気、水質、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌）	昭和 42 年	公害対策基本法
	産業公害の沈静化	昭和 43 年	大気汚染防止法 騒音規制法
	石油ショック 公害行政から環境行政への転換 （規制行政から快適環境の創造）	昭和 45 年	公害国会 PCB 問題による環境汚染表面化 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	典型 7 公害から転換し、環境を広くとらえて管理する	昭和 46 年	環境庁設置 水質汚濁防止法 悪臭防止法
	都市・生活型公害の顕在化 （自動車公害・近隣公害）	昭和 47 年	国連人間環境会議 （人間環境宣言・6 月 5 日が世界環境デー）
	地球環境問題の表面化 ○酸性雨被害、オゾンホール拡大	昭和 51 年	振動規制法
	循環型・環境保全型社会の構築 ○ライフスタイルの見直し ○地球的規模で考え、足もとから行動 ○環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築 ○区民・事業者・行政のパートナーシップの確立・協働	昭和 58 年	浄化槽法
	地球温暖化問題の深刻化 I P C C（気候変動に関する政府間パネル）報告により警鐘	昭和 63 年	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
	東日本大震災を契機にエネルギー政策のあり方検討	平成 2 年	地球温暖化防止行動計画
		平成 3 年	資源の有効な利用の促進に関する法律
		平成 4 年	自動車 N O x 法 国連環境開発会議（地球サミット） 開催・気候変動枠組条約締結
		平成 5 年	公害対策基本法廃止 環境基本法（環境の日）
		平成 6 年	第 1 次環境基本計画 （循環、共生、参加、国際的取組）
		平成 7 年	容器包装リサイクル法
		平成 9 年	新エネ法、省エネ法 京都議定書採択
		平成 10 年	地球温暖化対策推進法 家電リサイクル法
		平成 11 年	ダイオキシン類対策法 グリーン購入法
		平成 12 年	第 2 次環境基本計画 循環型社会形成基本推進法
		平成 14 年	ヒートアイランド対策大綱 土壤汚染対策法 自動車リサイクル法
		平成 17 年	京都議定書発効
		平成 18 年	第 3 次環境基本計画
		平成 19 年	G8 ハイリゲンダム・サミット開催
		平成 20 年	京都議定書第一約束期間開始 低炭素社会づくり行動計画 生物多様性基本法 地球温暖化対策推進法、省エネ法改正
		平成 21 年	改正省エネ法
		平成 22 年	国際生物多様性年 生物多様性条約 C O P 10（名古屋） エネルギー基本計画 低炭素都市づくりガイドライン
		平成 23 年	エネルギー基本計画見直し
		平成 24 年	ヒートアイランド対策マニュアル 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始
		平成 26 年	エネルギー基本計画
		平成 27 年	C O P 21 において「パリ協定」採択
		平成 28 年	地球温暖化対策計画

都の動き		新宿区の動き	
昭和 44 年	公害防止条例制定	昭和 44 年	建築部公害課設置
昭和 45 年	公害局設置 光化学スモッグ被害初めて発生	昭和 45 年	牛込柳町鉛公害
昭和 46 年	ごみ戦争宣言	昭和 47 年	環境部設置（公害課・環境課）
昭和 47 年	江東区住民が杉並区のごみを実力阻止		
昭和 49 年	酸性雨被害発生	平成 4 年	環境公害課・リサイクル推進課設置 （公害課・環境課統合）
昭和 50 年	江東区、江戸川区を中心に六価クロム鉍さいによる土壤汚染問題	平成 5 年	新宿リサイクル活動センター設置
昭和 55 年	環境影響評価条例制定	平成 6 年	環境管理計画策定 環境都市宣言
昭和 56 年	公害局から環境保全局へ変更	平成 7 年	環境保全課設置（改名） リサイクル条例制定
昭和 57 年	トリクロロエレンの地下水汚染判明	平成 8 年	環境基本条例制定 新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例制定
昭和 62 年	環境管理計画策定	平成 9 年	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例制定
平成 3 年	ごみ減量化行動計画策定 清掃工場建設計画策定	平成 10 年	環境行動指針策定
平成 4 年	廃棄物条例制定	平成 11 年	環境土木部環境保全課設置 （環境部・土木部統合）
平成 6 年	環境基本条例制定	平成 12 年	資源清掃対策室リサイクル清掃課設置 （清掃事業区移管） ISO14001 認証取得
平成 7 年	環境白書発行、以後定期発行		新宿区一般廃棄物処理基本計画策定 リサイクル及び一般廃棄物に関する条例制定
平成 8 年	事業系ごみ全面有料化	平成 13 年	庁内地球温暖化対策実行計画策定
平成 9 年	環境基本計画策定	平成 15 年	第 2 次庁内地球温暖化対策実行計画策定
平成 10 年	環境ホルモン問題化	平成 16 年	環境基本計画策定 環境学習情報センター設置
平成 13 年	環境確保条例施行 （公害防止条例の抜本改定） 自然保護条例施行	平成 17 年	環境白書（平成 16 年度版）発行、以後毎年発行 路上喫煙禁止条例制定
平成 14 年	ヒートアイランド対策大綱 廃棄物処理計画策定 アスベスト問題表面化	平成 18 年	省エネルギー環境指針策定
平成 18 年	10 年後の東京 （カーボンマイナス 10 年プロジェクト）	平成 19 年	第 3 次庁内地球温暖化対策実行計画策定
平成 19 年	東京都気候変動対策方針策定	平成 20 年	環境基本計画改定 環境清掃部環境対策課・生活環境課設置 ごみの新分別開始
平成 20 年	環境確保条例改正（温暖化対策強化） 東京都環境基本計画策定	平成 21 年	新宿区みどりの基本計画改定 景観まちづくり計画策定
平成 21 年	東京都自然保護条例改正	平成 22 年	西早稲田リサイクル活動センター設置
平成 22 年	温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度義務	平成 23 年	地球温暖化対策指針策定 第 4 次庁内地球温暖化対策実行計画策定
平成 23 年	東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について（中間とりまとめ）	平成 25 年	新宿区第二次環境基本計画策定 新宿区一般廃棄物処理基本計画改定 新宿リサイクル活動センターの開設
平成 24 年	第四次環境基本計画策定 省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定	平成 26 年	四谷保健福祉施設・清掃センター （新宿東清掃センター）竣工
平成 27 年	持続可能な資源利用に向けた取り組み方針の策定	平成 27 年	新宿中継所（名称変更） 「新宿中継・資源センター」
平成 28 年	東京都環境基本計画 2016	平成 28 年	第 5 次庁内地球温暖化対策実行計画策定
		平成 29 年	新宿区環境マネジメント開始
		平成 30 年	新宿区第三次環境基本計画策定 新宿区一般廃棄物処理基本計画策定 第 6 次庁内地球温暖化対策実行計画策定

●区民及び事業者アンケートの実施概要

今回の計画策定にあたって、環境全般についての関心や意識、取組状況及び計画策定に必要な情報等を把握するために、区民及び区内の事業者等に対し意識調査を行いました。

■アンケートの実施概要

	区 民	事業所
調査対象	18 歳以上の区内居住者	区内事業所
抽出法	「住民基本台帳」を 基にした無作為抽出	i タウンページの登録事業所 を基にした無作為抽出 及び 新宿区エコ事業者連絡会会員
調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収 及び メールにて配付・回収
調査期間	平成 29 年 6 月 5 日 ～6 月 19 日	平成 29 年 6 月 5 日 ～6 月 19 日
配布数	1,800 件	388 件
回収数	677 件	126 件
回収率	37.6%	32.5%

*統計数値の表現

本調査では、統計数値を考察するにあたり、表現を以下のとおりとしています。

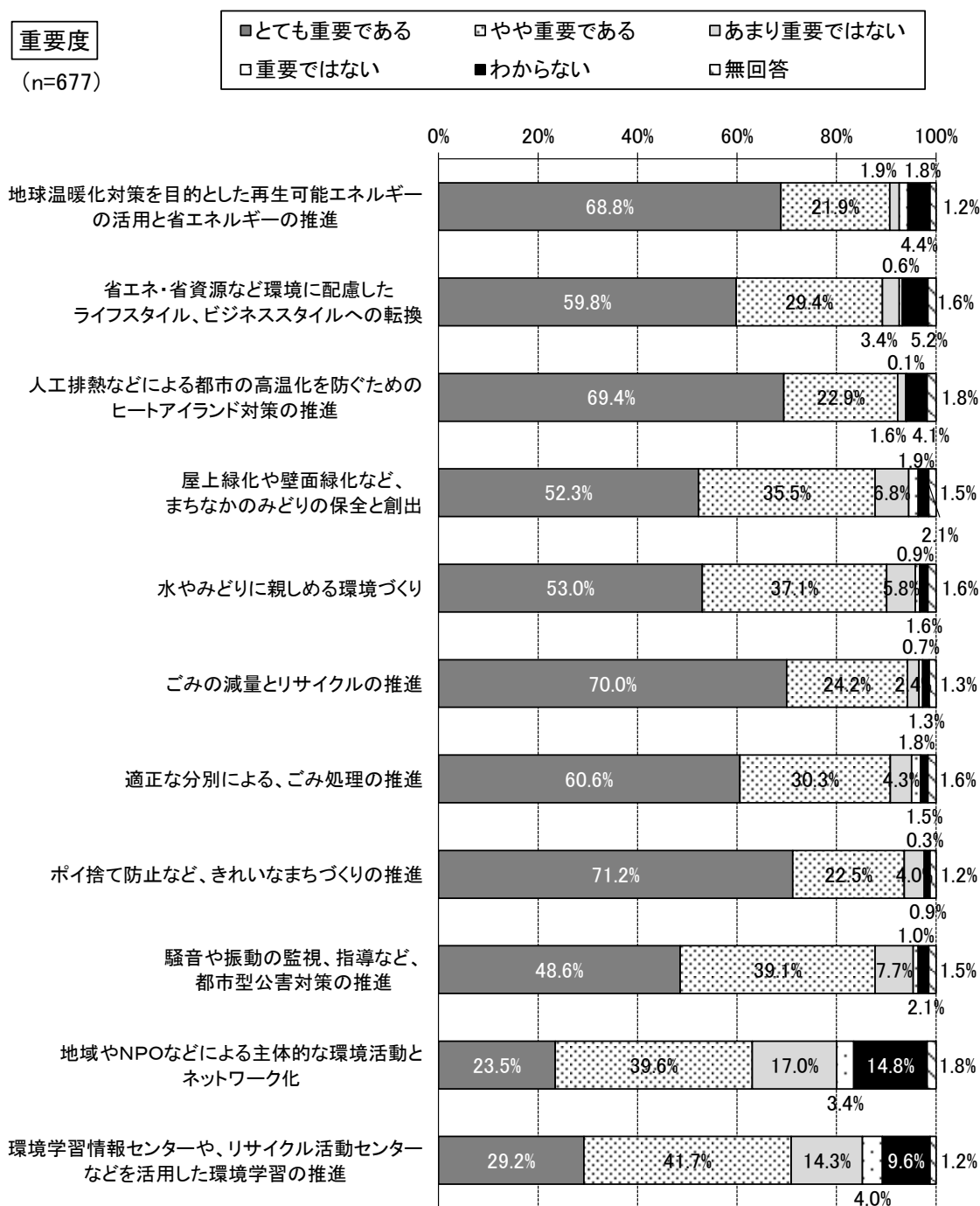
例	表現
80.1～80.9%	約 8 割
81.0～82.9%	8 割強
83.0～84.9%	8 割台半ば近く
85.0～85.9%	8 割台半ば
86.0～87.9%	8 割台半ばを超え
88.0～88.9%	9 割近く
89.0～89.9%	9 割弱

(1) 区民アンケート

① 新宿区の環境に関する課題

区の環境に関する課題の重要度については、「とても重要である」「やや重要である」を合わせた値がほとんどの項目で回答者の8割台半ばを超えています。

対応状況については、「進んでいる」「どちらかと言えば進んでいる」を合わせた値が「適正な分別による、ごみ処理の推進」で5割台半ばと比較的高かった以外は、ほとんどの項目で40%未満でした。



対応状況

(n=677)

■進んでいる

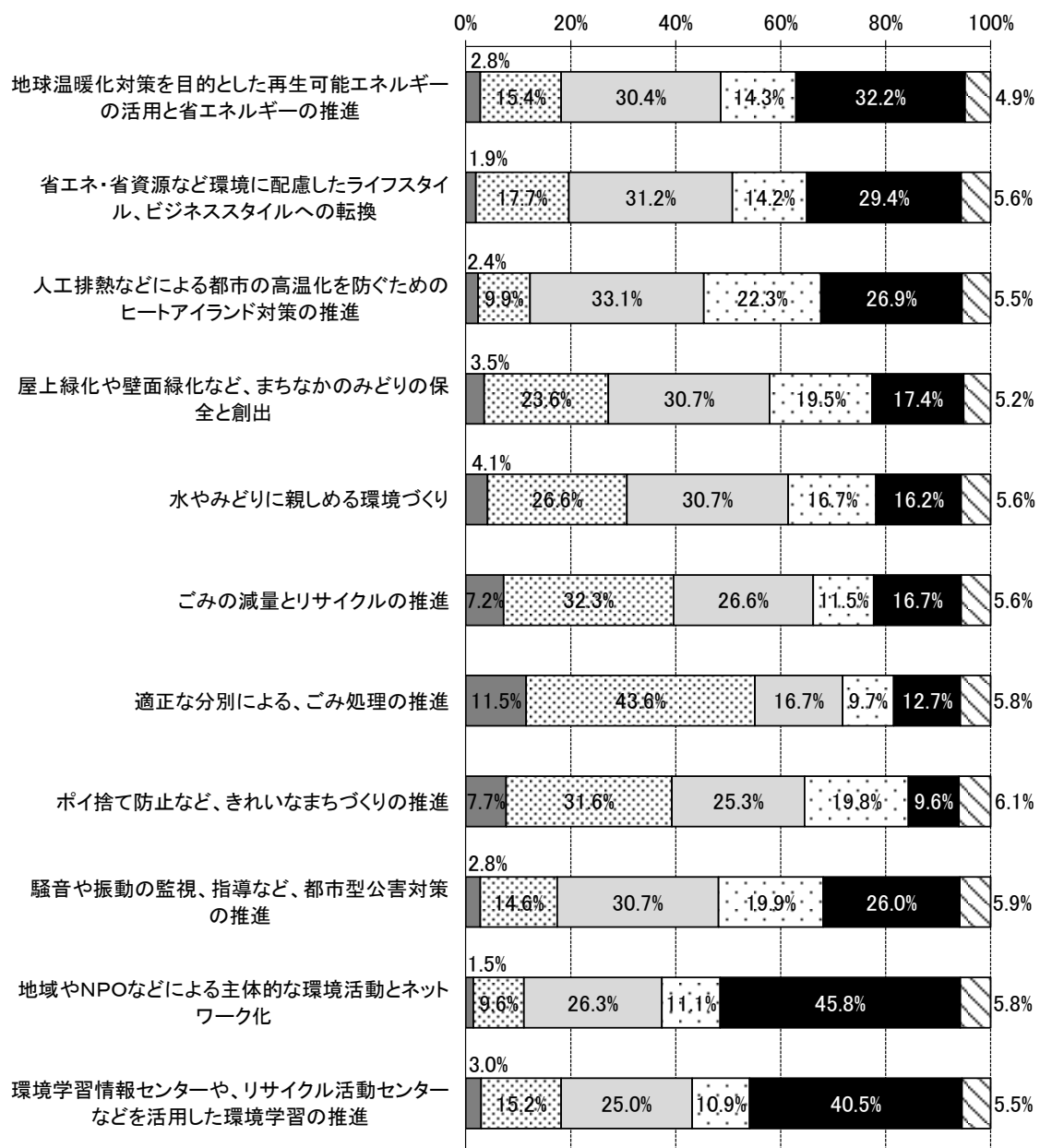
□どちらかといえば進んでいない

■わからない

□どちらかといえば進んでいる

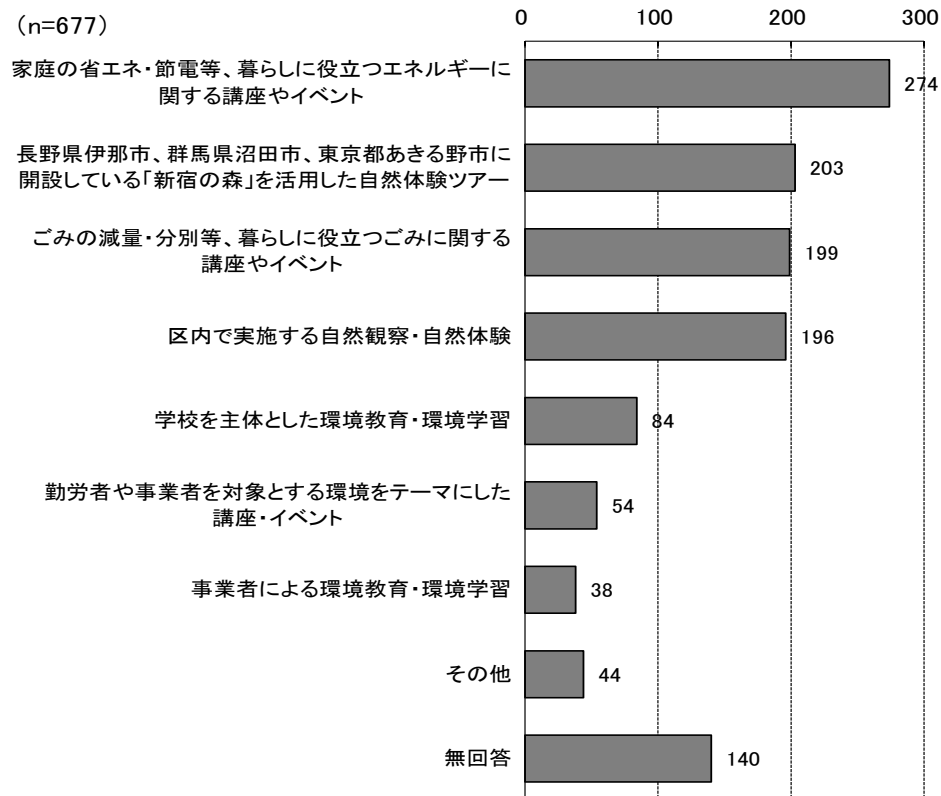
□進んでいない

□無回答



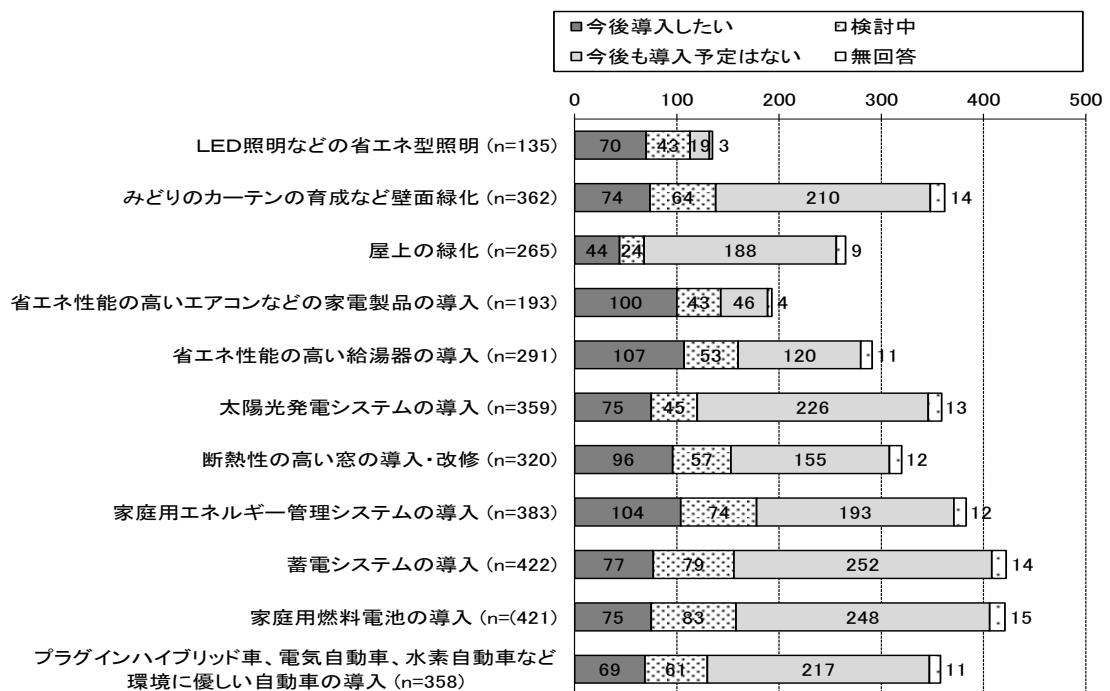
② 地域での環境活動への参加について

地域での環境活動への参加について、今後参加したい環境教育・環境学習の機会としては、「家庭の省エネ・節電等、暮らしに役立つエネルギーに関する講座やイベント」と回答した人が最も多く、次に「長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設している「新宿の森」を活用した自然体験ツアー」「ごみの減量・分別等、暮らしに役立つごみに関する講座やイベント」「区内で実施する自然観察・自然体験」が続いています。



③ 再生可能エネルギー・省エネ型機器等の導入や、家庭の緑化について

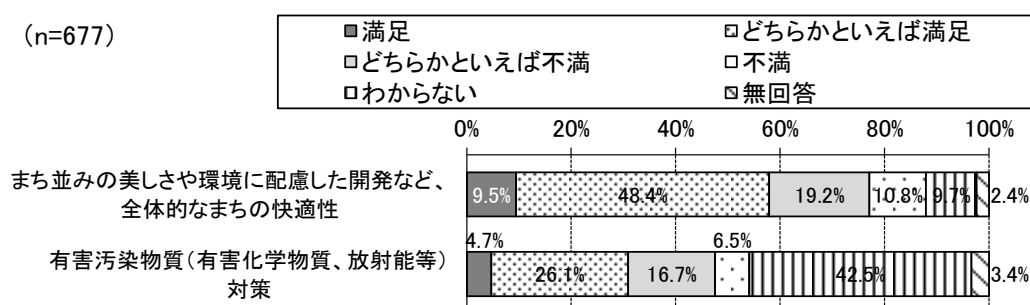
再生可能エネルギー・省エネ型機器等の導入や、家庭の緑化について、「導入していない」と回答した人に今後の導入意向をたずねたところ、「今後導入したい」が最も多かったのは「省エネ性能の高い給湯器の導入」及び「家庭用エネルギー管理システムの導入」でした。「今後の導入予定はない」が最も多かったのは「蓄電システムの導入」でした。



⑤ 新宿区第二次環境基本計画の進捗確認について

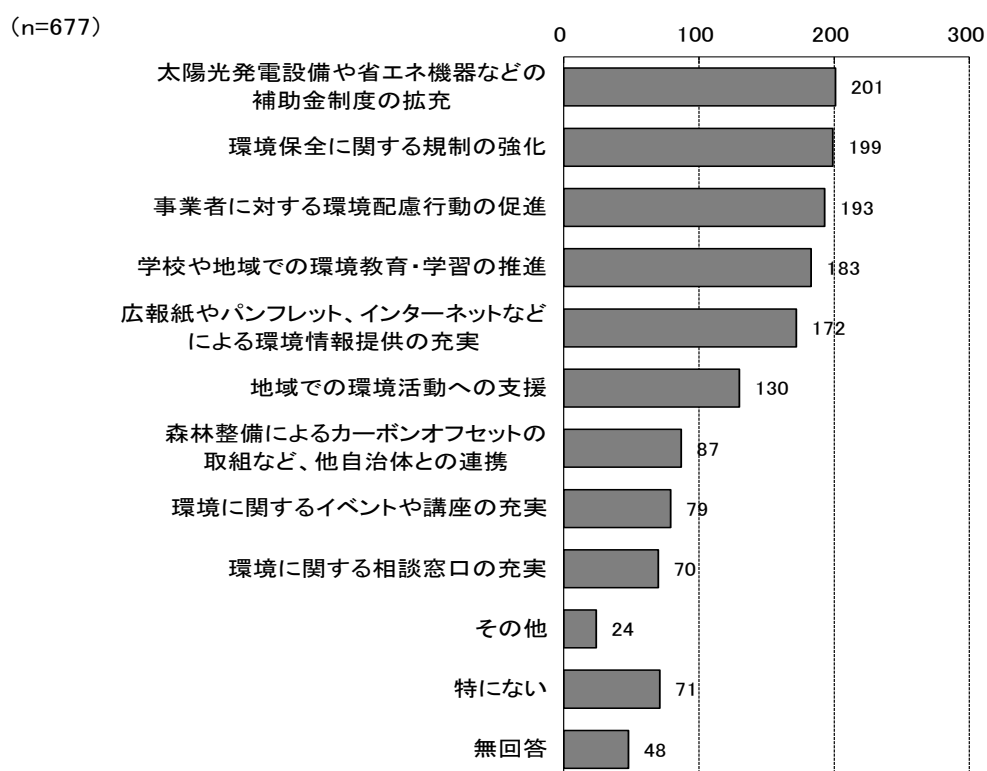
第二次環境基本計画の環境指標について、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計は、「まち並みの美しさや環境に配慮した開発など、全体的なまちの快適性」が5割台半ばを超え、「有害汚染物質（有害化学物質、放射能等）対策」が約3割でした。「有害汚染物質（有害化学物質、放射能等）対策」は「わからない」が4割強に上りました。

第二次環境基本計画策定時のアンケート結果と比較すると、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計は、「有害汚染物質（有害化学物質、放射能等）対策」は横這いですが、「まち並みの美しさや環境に配慮した開発など、全体的なまちの快適性」は2割近く増加しました。



⑥ 新宿区への要望について

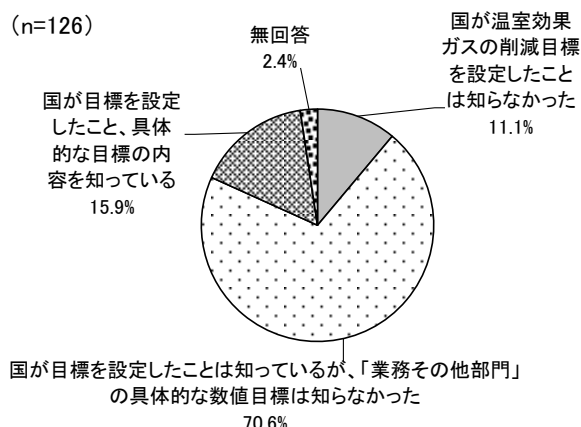
区への要望について、「太陽光発電設備や省エネ機器などの補助金制度の拡充」の回答が最も多く、「環境保全に関する規制の強化」「事業者に対する環境配慮行動の促進」「学校や地域での環境教育・学習の推進」が続きました。



(2) 事業所アンケート

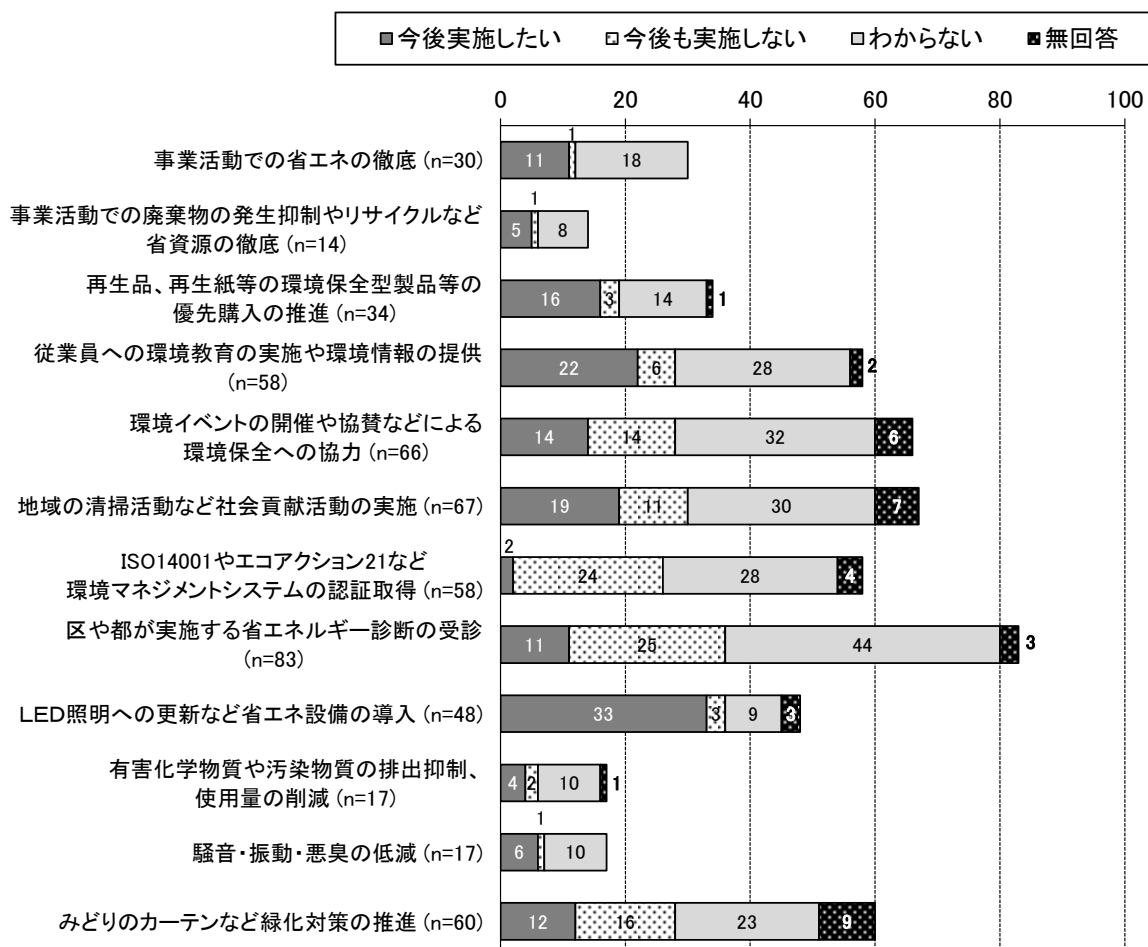
① 地球温暖化対策について

国が設定した地球温暖化対策の新しい目標については、「国が目標を設定したことは知っているが、「業務その他部門」の具体的な数値目標は知らなかった」と回答した事業所が最も多く、7割強でした。目標設定については知られているものの、その具体的な中身までは知られていない状況がうかがえます。



② 事業所での環境配慮行動について

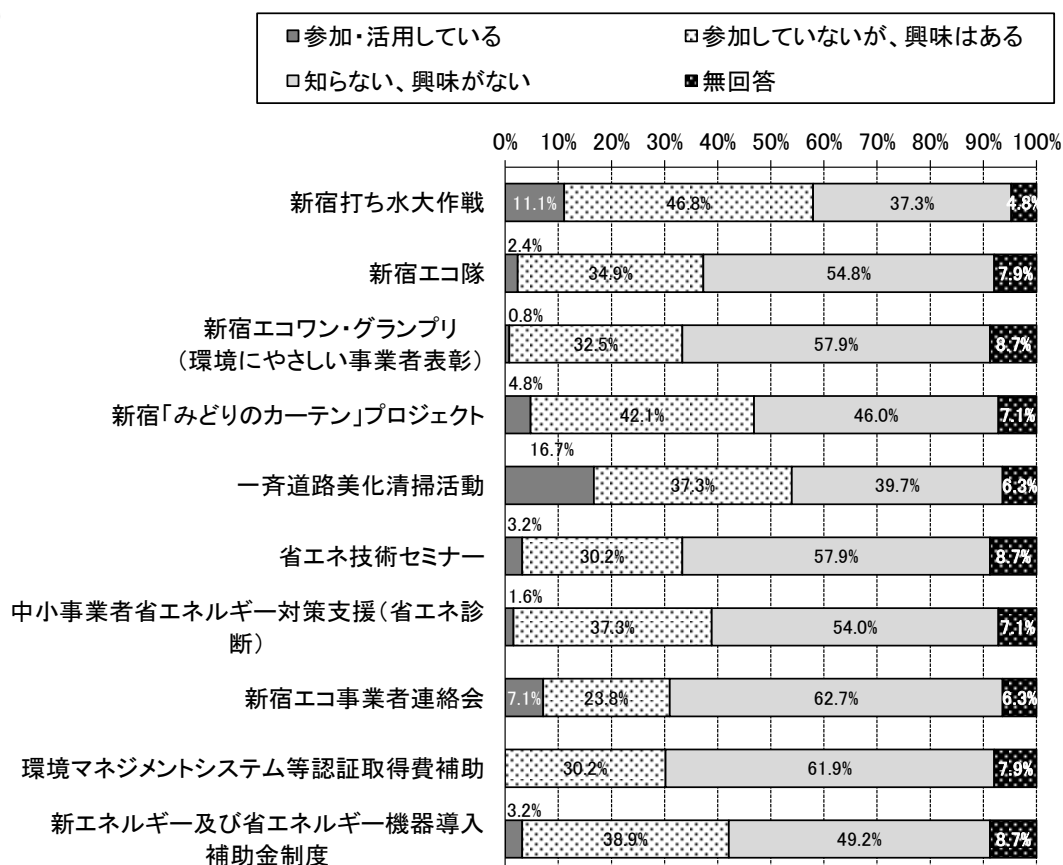
事業所での環境配慮行動について、「実施していない」と回答した人に今後の実施意向をたずねたところ、「今後実施したい」が最も多かったのは、「LED照明への更新など省エネ設備の導入」でした。次いで「再生品、再生紙等の環境保全型製品等の優先購入の推進」「従業員への環境教育の実施や環境情報の提供」「事業活動での省エネの徹底」の順となっています。



③ 区で行う環境活動への参加の意向について

区で行う環境活動について、「参加・活用している」が最も多かったのは「一斉道路美化清掃活動」で、1割台半ばを超えました。次いで「新宿打ち水大作戦」「新宿エコ事業者連絡会」が比較的多くなっています。「参加していないが興味はある」が最も多かったのは「新宿打ち水大作戦」でした。新宿「みどりのカーテン」プロジェクト、「新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金制度」、「中小事業者省エネルギー対策支援（省エネ診断）」なども比較的高い結果となっています。

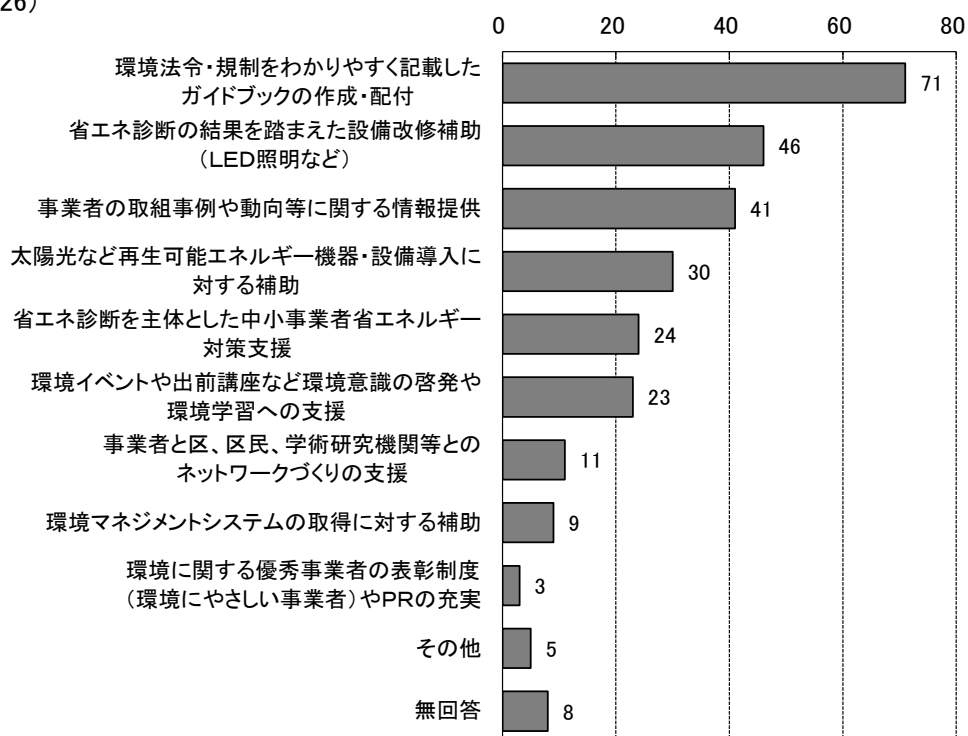
(n=126)



④ 新宿区への要望について

区への要望について、「環境法令・規制をわかりやすく記載したガイドブックの作成・配付」が最も多くなっています。また「省エネ診断の結果を踏まえた設備改修補助（LED照明など）」「手間や時間がかかる事業者の取組事例や動向等に関する情報提供」「太陽光など再生可能エネルギー機器・設備導入に対する補助」などが比較的多い結果となっています。

(n=126)



●用語集（区の事業解説等含む）

ア行

用 語	説 明
アスベスト（石綿）	天然の鉱物繊維のことで、耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建築材料のほか、電気製品、自動車等の様々な用途に用いられ、中でも吹き付けアスベストはビル等の耐火建築材として多く使われました。しかし、労働安全・大気汚染・廃棄物処理等の面から、平成 18（2006）年からアスベスト含有率が 0.1%を超える製品の使用等は禁止されています。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物を指します。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。
ウォームシェア	それぞれが暖房を使うのではなく、みんなでひとつの部屋、場所に集まることでエネルギーを節約するという新しい省エネスタイルです。
ウォームビズ	冬の暖房負荷削減のため、働きやすく暖かい服装を心がけることです。
エコカー	一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車の総称です。 国が実施しているエコカー減税は、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車や、一定の燃費基準を達成した環境性能に優れた自動車を対象としており、こうした車をエコカーと呼んでいます。 なお、区も事業者としての立場から、東京都の自動車管理計画に基づき、公用車に東京都知事が定める特定低公害・低燃費車を導入しています。
エコ・チェック ダイアリー	一人ひとりがCO ₂ 削減の取組を実践できるよう、区で毎年作成しています。カレンダーに環境家計簿の機能を付けたもので、毎月の電気、ガス、水道の使用量を把握することができます。環境対策課や特別出張所などの区有施設の窓口や、区の環境イベント等で配布しています。
エコドライブ	急加速や急減速、空ぶかしや無用なアイドリングを行わないなど環境に配慮した自動車の利用方法です。

用 語	説 明
エコライフ推進員	区と区民の接点となり自らエコライフを実践し、地域においてその普及活動を行う人々です。公募と地域からの推薦により選ばれ、区の委嘱を受けて活動しています。
エコライフまつり	地域の方々に環境についての普及啓発を図ることを目的として、体験やワークショップ、パネル展示などを実施するイベントです。
エコリーダー 養成講座	環境活動を地域で実践したい方のために区が実施する入門的な連続講座です。フィールドワークなども織り交ぜながら、地域の環境リーダーを育成しています。
エシカル消費	より良い社会に向けた人や社会・環境に配慮した消費行動のことです。倫理的消費とも言い、近年関心が高まっています。
エネルギー起源 CO ₂	石油や石炭を燃やして発電したり、ガソリンを消費して車を走らせるなどのエネルギーを生み出すために排出されるCO ₂ のことです。CO ₂ 排出量の9割以上はエネルギー起源CO ₂ となっています。
エネルギー マネジメント	電気使用量の可視化や節電のための機器制御などにより、平時におけるエネルギー需給の最適制御や一体管理、災害時における電力確保など、効率的なエネルギーの利用や管理を行うことです。
大久保つつじ	「大久保」のまちで育てられた9種類[キシマツツジ系(本霧島、八重霧島、紅霧島、紅の司、桔梗咲き霧島、東錦、日の出霧島)、リュウキュウツツジ系(白琉球、峰の松風)]のつつじを総称した名称です。江戸時代に大久保地区で、火薬の材料である石灰や木炭を肥料に使ってつつじの栽培が行われていました。戦後、毎年「大久保つつじ祭り」が開かれるようになりました。また、昭和47(1972)年、つつじは、区の花に指定されました。
温室効果ガス	地表から放射された温室効果をもたらし大気圏にある気体の総称です。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきましたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化へ影響を与えていると言われています。
温室効果ガス吸収源	二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のことを指します。

用 語	説 明
カーシェアリング	1 台の自動車を共同利用する形態のことです。利用者は自ら自動車を所有せず、管理団体の会員となり、必要な時にその団体の自動車を借りる仕組みです。
カーボン・オフセット	自らの日常生活や企業活動等によるCO₂排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現したCO₂排出削減や森林によるCO₂吸収等をもって相殺することです。 区ではカーボン・オフセット事業の一環として、長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市において、間伐や植林等の森林整備を行い、この森林のCO₂吸収量を区内で生じるCO₂排出量と相殺しています。
外来生物	国外及び国内の他区域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物のことです。 これらのうち、持ち込まれた地域の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすものとして問題となっています。
化学物質管理方法書	適正管理化学物質の取扱い時における排出の防止、事故時の安全確保を効果的に行えるように化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱い方法を文書にまとめたものです。東日本大震災を受けて、化学物質を取扱っている対象の事業者は、震災等の災害に備えた対策を盛り込んだ化学物質管理方法書の作成が求められています。
風のみち （みどりの回廊）	新宿区都市マスタープランで定められている、みどりをつなげ、拡充をめざす道です。明治通りおよび新宿通りから中央通りを指します。
花壇ボランティア	花壇の除草や、花苗の植え付け、水やりなど、花壇のメンテナンスを行うボランティアです。
家庭用燃料電池 （エネファーム）	水素と酸素の化学的な結合反応（電気分解の逆反応）によって生じるエネルギーにより電力を発生させる省エネ効果の高い装置のことです。
歌舞伎町 クリーン作戦	平成 16（2004）年 6 月から行われているまち美化活動の一環です。地元商店街振興組合、民間事業者、ボランティア、区職員が参加し、毎週水曜日の午後 3 時から歌舞伎町の路上清掃活

用 語	説 明
	動を実施しています。
環境絵画 ・ 環境日記展	夏休み期間中に環境絵画・環境日記を募集し、表彰・展示を行う環境学習を目的とした事業です。 環境絵画は区内の小中学生、幼児、保護者を、環境日記は小学生を対象としています。
環境学習情報 センター	環境保全の普及・啓発、環境情報の発信、さらに環境活動の交流や環境学習の拠点として、平成 16（2004）年 6 月 5 日に、開設しました。
環境学習出前講座	環境学習情報センターが学校や地域での環境学習の支援のため、スタッフや専門家を派遣するものです。これまで「エコバッグづくり」「ふろしきレッスン」「稲作体験学習」などを実施しています。
環境確保条例	都が制定している条例で、正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」といいます。平成 12（2000）年 12 月に公布され、翌年から施行されました。
環境マネジメント	企業や自治体が、省エネルギーの推進など環境改善を図るため、改善につながる目標や手段を設定し、環境配慮行動を実践する手順を定めたものです。
神田川生き物 実態調査	平成 8（1996）年度から毎年行っている、神田川における生き物の実態調査です。職員による調査などで、これまでアユ、オイカワなど 12 科 23 種の魚類が確認されています。
神田川親水テラス	戸塚地域センター前に整備した階段護岸で、下水道の整備などにより水質が改善した神田川に親しめる親水空間です。夏休み期間には一般開放を行い、小学生向けの環境教育講座なども実施しています。
神田川ファンクラブ	神田川をもっと身近に感じ、親しみを持ってもらうために行っている活動です。神田川に生息する生き物や水質、水害対策など、様々な視点から神田川のことを考えます。
緩和と適応	地球温暖化への対策は「緩和」と「適応」の 2 つがあります。「緩和」は温室効果ガス排出を抑制することで、最優先で取り組む必要があります。「適応」は、緩和を実施しても温暖化の影響が避けられない場合、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくことです。

用 語	説 明
クールシェア	夏の暑い日は、家の電気使用量の半分以上をエアコンが占めています。家庭では、複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼しい空間をシェアする考え方です。
クールビズ	主にオフィスでのエネルギー消費を抑えるための活動であり、室内温度を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のビジネススタイルの愛称のことです。
景観まちづくり計画	景観法第8条に基づき、景観行政団体が定める、良好な景観の形成に関する計画です。区は、平成21(2009)年4月に策定しました。
建築物省エネ法	正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」といいます。社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることを踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等を定めた法律です。
公園サポーター	平成13(2001)年度から開始した公園サポーター制度に登録しているボランティアで、公園の管理を行う区民等の方々です。公園利用の活性化や快適な施設環境を実現するために、区との合意に基づいて園地の清掃や除草、施設の点検、花壇の手入れなどを行っています。公園と同様に道路の清掃などをする「道のサポーター」もいます。
光化学オキシダント	大気中のVOCやNO _x が紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾンなどをいいます。高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼします。
光化学スモッグ	生成された光化学オキシダントが、気象条件により大気中で拡散されず滞留することで空が霞んで白いモヤがかかったような状態のことを指します。「目がチカチカする」、「喉が痛い」などの症状がでる場合があります。
高効率給湯器	従来の給湯器に比べて熱効率が優れた給湯器のことです。電気の力で大気から熱を汲み上げ、その熱でお湯を沸かすものです。エコキュートなどが該当します。

用 語	説 明
コージェネレーションシステム	一つのエネルギーから複数のエネルギー（電気・熱など）を取り出すシステムです。具体的には、発電を行うと同時に、従来、大気中に放出していた排熱を回収して冷暖房や給湯に利用し、エネルギー利用効率を高めるシステムのことです。
こどもエコクラブ	公益財団法人日本環境協会が実施している事業で、子どもたちの環境に関する自主的な活動を応援するものです。子どもたちが環境問題についての学習や、家庭での省エネの取組など様々な活動を行っています。
ごみゼロ運動	区内には日頃から定期的に清掃活動を行っている団体が数多くありますが、年に数回、区内で一斉に道路美化清掃活動が行われ、多くの人が参加しています。 秋の地域ごみゼロ運動は、毎年11月を中心に行われるもので、地域や団体ごとに日程を定めて実施しています。
ごみゼロデー	道路清掃美化活動の一環で、毎年5月30日頃を中心として区内全域で一斉に実施しています。区でも地域団体と連携して街頭キャンペーンを行っており、まち美化の輪を広げる取組として参加者数も増加傾向にあります。

サ行

用 語	説 明
災害廃棄物処理計画	大規模災害による廃棄物の処理方針等を策定する計画で、被害を軽減するための予防や発生した廃棄物を適正・迅速に処理するための応急・復興対策及び各主体の役割等を定めます。
再生可能エネルギー	太陽光や水力、風力、バイオマス、地熱などを活用したエネルギーのことです。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、発電時のCO ₂ 排出が少ないことが特長です。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック、金属くず、がれき類など20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

用 語	説 明
ジカ熱	平成 27 (2015) 年 5 月以降、主に蚊によって媒介される、「ジカウイルス感染症（ジカ熱）」が中南米を中心に広がっています。ジカウイルスに妊婦が感染すると生まれてくる子どもが小頭症などの障害を持ったりする可能性があることが分かっています。 ジカウイルス感染症が流行している地域から、人の往来により日本でも、感染が広がる恐れがあります。
資源循環型社会	ごみの発生抑制・再生利用・適正処理により、地球環境への負荷を最小限に抑え、資源が循環する社会のことです。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択されました。国際社会全体の開発目標として 17 の目標を設定しています。
自転車シェアリング	新たな移動手段の確保や地域・観光の活性化、まちの回遊性の向上などを目的とし、いつでも、どこかのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能な自転車の共同利用システムです。
社会的費用便益	企業の事業活動によって利潤を生み出すのと同様に、社会活動において、事業活動での利潤にあたる便益を生み出そうという考え方のことです。
遮熱透水性舗装 ・ 保水性舗装	【遮熱透水性舗装】 遮熱と透水機能の両方を備えた舗装工法のことです。 遮熱性舗装は、アスファルトなどの舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布し、昼間の路面温度上昇の低減や夜間の舗装からの放熱量を抑える舗装工法です。透水性舗装は、雨水の一部を地中に浸透させる舗装工法で、地下水の涵養効果があるとともに、集中豪雨などの大雨の際、河川や下水道へ雨水が急激に流れ込むのを抑え、道路冠水等の水害を軽減する効果がある舗装です。 【保水性舗装】 特殊なアスファルトを舗装の表層に使用し、その層の空隙に雨水を蓄える機能をもつ保水材を充填させたものであり、保水された水分が蒸発し気化熱が奪われることにより、路面温度の上昇を抑制する機能を有する舗装工法です。

用 語	説 明
集団回収	住民の方が10世帯以上集まり、回収日時・場所・品目を決め、不用になったものを回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。 区では平成29(2017)年4月現在530以上の団体が登録団体として活動しています。
省エネ法	正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」といいます。工場やオフィスビル、設備・機器についての省エネ化を進め、省エネルギー計画の作成・提出、エネルギー管理などを義務付ける法律です。
省エネルギー診断	区では、希望する区内の中小事業者を対象に省エネルギー診断を実施しています。事務所、工場、店舗、自社ビル、テナントビルなどを対象に、エネルギー使用に関する問題点の指摘、コスト削減と省エネルギーの観点からの専門家による診断、さらには改善策の提案を行うものです。
食品ロス	食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいいます。家庭における食品ロスは、(1)消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう。(2)食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる。(3)食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまう。の3種類に分けられます。
人工排熱	都市活動において消費されたエネルギーが最終的に排熱として放出されることをいいます。 具体的には、夏季の空調排熱や自動車からの排熱等があり、ヒートアイランド現象の要因の一つとなっています。
新宿打ち水大作戦	打ち水とは、道路や庭などに水をまき、気化熱によって周囲の気温を低下させる昔からのエコな風習です。早朝や夕暮れ時に行うと、効果が持続します。 区では、毎年7月から9月までの間、区内の各地域で打ち水の実施を呼びかける「新宿打ち水大作戦」を実施しています。毎年多くの家庭、事業者、団体が参加して、区内のあらゆる場所で打ち水が実施されています。
新宿エコ事業者連絡会	平成13(2001)年3月に発足し、事業者が情報交換しながら相互に環境保全への取組をレベルアップさせるとともに、地域への関わりを深めていくことを目的として活動しています。

用 語	説 明
新宿エコ自慢ポイント	レジ袋（紙袋）等の辞退を促進するとともに、環境問題やごみ問題全般の意識啓発と実践を定着させるため、新宿区3R推進協議会の提唱により平成20（2008）年7月から実施しています。 新宿エコ自慢ポイントに登録していただき、レジ袋等を辞退したことが分かるレシート等でポイントが付与され、貯まったポイントを環境に優しい景品等に交換できる仕組みです。
新宿エコ隊	区内で率先してCO₂排出削減に取り組む区民・事業者の方々です。 年間を通じて募集しており、「CO₂削減チェック表」に記入して応募していただきます。隊員の方には、CO₂排出削減の成果を随時報告していただく他、環境に関する様々な情報を提供しています。
新宿エコワン・グランプリ	区民・事業者・学校等を対象に地球温暖化防止や自然保護、3Rなどの優れた取組を表彰するコンテストです。
新宿環境経営塾	事業者向けの講座で、省エネ技術研修・環境マネジメントの両方の切り口から、中小事業者の環境活動の発展を促すことを目的としています。
新宿区環境審議会	新宿区環境基本条例に基づき、学識経験者、区民、区職員の16名以内で構成し、環境基本計画に関することや環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行う区長の附属機関です。
新宿区3R推進協議会	資源循環型社会の確立に向け、区における3R【リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）】を効果的に推進するために、平成20（2008）年4月に、区民、事業者、区の三者で設立した協議会です。 レジ袋の辞退など、環境に配慮した行動をポイントに換算して貯める「新宿エコ自慢ポイント」や3R推進キャンペーンイベントを実施しています。また、平成21（2009）年には「3R協働宣言」を行うなど、新宿からエコな暮らしを発信しています。
新宿年末クリーン大作戦	平成16（2004）年から行われているまち美化活動の一環です。12月の中旬から下旬の一日、早朝からボランティアの皆さんが集まり、朝7時30分から8時30分の間、新宿駅周辺及び歌舞伎町の路上清掃活動を実施しています。

用 語	説 明
新宿の森	平成 21（2009）年に長野県伊那市、平成 22（2010）年に群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した森林のことで、間伐、下草刈りなどを区民、事業者と実施し、森林整備によるカーボン・オフセット事業や環境学習の場として活用しています。
水銀含有廃棄物	水銀血圧計や体温計、蛍光灯などの水銀使用製品のことで、
水素社会	水素の供給インフラが整備され、水素エネルギーがあらゆる場面で利用できる環境にやさしい社会のことで、
スマートエネルギー	省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入の取組や水素エネルギーの活用などエネルギーを相互融通することです。
スマートメーター	電力の使用状況を 30 分ごとに計測し、電力使用量を「見える化」するとともに、そのデータを家庭・事業所から電力会社等に伝送するための装置です。これにより現地での検針作業が不要になります。電力消費の見える化を実現し、電力消費者によるピークカットを可能とするインフラとして期待されています。 区では、電力会社によるスマートメーターへの更新が進んでおり、平成 32（2020）年度までに設置が完了する予定です。
生物多様性	様々な自然があり、そこに特有の個性を持つ生物がいて、人間を含め、それぞれの命がつながりあっていることです。生物多様性が守られていることにより、様々な自然の恵み（生態系サービス）を受けることができます。
創エネ	再生可能エネルギーや家庭用燃料電池などを利用して積極的に地産地消型エネルギーを創り出していくことです。
染の小道	区内の落合・中井地域を中心として、地場産業の染色を軸に街の活性化を目指すプロジェクトです。

タ行

用 語	説 明
代替フロン	特定フロン（クロロフルオロカーボン：CFC、ハイドロクロロフルオロカーボン：HCFC）の代わりに使用されるフロン（ハイドロフルオロカーボン：HFC）のことです。オゾン層破壊係数はゼロですが、温室効果が高いのが特徴です。
太陽光発電システム	太陽の光エネルギーを直接電気に変換し、電力として使用す

用 語	説 明
	るために必要な設備システムのことです。パワーコンディショナ、太陽電池モジュール、分電器等で構成されます。
断熱窓	断熱性能が高く、省エネ効果に優れる窓のことです。
地域の庭 (コミュニティ ガーデン)	地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までを自主的な活動によって支えている「みどりの空間」やその活動そのものをさす概念です。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、新宿区防災会議が作成する計画で、区内の地震災害、水害などの災害予防や、災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。
地域冷暖房	各ビルにボイラーや冷凍機などの冷暖房用の熱源機器を設置するという従来の冷房・暖房に対して、地域内の建物毎の冷暖房・給湯をコージェネレーションシステムなどを活用した熱源プラントから各ビルに供給を行うシステムです。
地中熱	地表からおおよそ地下 200mの深さまでの地中にある熱のことです。このうち深さ 10m以深の地中温度は季節に関わらずほぼ安定していて、夏は外気温より冷たく、冬は外気温より暖かい性質を持っています。地熱の一種ではありますが、太陽エネルギーによる熱です。
庁内地球温暖化対策 実行計画	平成 12 (2000) 年度より策定している区の事務事業から排出されるCO ₂ の排出量削減への取組をまとめた計画です。
低炭素な暮らし	地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占めるのがCO ₂ です。低炭素な暮らしとは、生活スタイルを省エネ型にするなどCO ₂ 排出量削減に配慮した暮らし方のことです。
都市開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度です。

ナ行

用 語	説 明
内藤とうがらし	江戸時代の内藤新宿一帯（現在の新宿 1 丁目～3 丁目辺り）で栽培されていた「とうがらし」で、近年、地域独自の郷土種

用 語	説 明
	ということで、生物多様性の観点などから、その復活に向けた活動が行われるようになりました。
夏休みエコにトライ	夏休み期間中に、親子で参加できる体験型の講座です。
七つの都市の森	「新宿区都市マスタープラン」で定められている、新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを指します。
二酸化炭素排出係数	活動量1単位当たりどれだけのCO ₂ を排出しているかを示す数値です。電力の場合、発電量1kWh当たりのCO ₂ 排出量を示します。

ハ行

用 語	説 明
パリ協定	平成27(2015)年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択され、平成28(2016)年11月4日に発効しました。「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること」等が義務付けられ、また、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに、工業化以前よりも摂氏1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を認識して継続すること、気候変動の悪影響に適応する能力を高めること、などが掲げられています。
ヒートアイランド現象	建物や工場、自動車などによる人工排熱の増加、緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大による地表面を覆う物質の人工化、密集した建物など、都市形態の高密度化により風通しが阻害され、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象のことです。都市部において、郊外部よりも気温が高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから、この名称が付けられています。
ビオトープ	野生の動植物や微生物がありのままの姿で生息し、自然の生態系が機能する空間のことです。近年では、人工的につくられた植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多くなっています。

用 語	説 明
美化推進重点地区	ごみの散乱が著しく、特に改善を図っていく必要があり、かつ地域住民等が積極的に環境美化に取り組んでいると認められる地域のこと、新宿駅東口周辺地区、同西口周辺地区、高田馬場駅周辺地区の3地区を指定しています。
部門別二酸化炭素排出量	産業部門、運輸部門、家庭部門など、部門ごとに算出した二酸化炭素排出量のことです。
ふれあいトーク 宅配便	区職員が地域へ出向き、行政の取組や職員の専門的知識を生かした話などを届けるサービスです。暮らしに身近な問題から行政に係わる専門的な話まで、様々な講座を用意しています。

マ行

用 語	説 明
まちの先生見本市 (新宿の環境学習 応援団)	「NPO法人新宿環境活動ネット」と共催で、毎年区立小学校を会場として行っています。環境活動や環境学習を推進するため、地域団体・企業・NPO・区等が「まちの先生」となり、子どもはもちろん地域の方や学校の先生などを対象に、パネルやプログラムの展示、また体験型ワークショップ、相談コーナーなどを開設します。平成20(2008)年度からは、新宿区教育委員会が実施する「環境学習発表会」と同時開催し、小学生による環境学習の発表が行われています。
水とみどりの環	「新宿区都市マスタープラン」で定められている、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりのことです。区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを指します。 これらのみどりを「水とみどりの環」と位置付け、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続みどりの骨格を形成していきます。
緑確保の総合的な 方針	今後確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示するため、東京都が区市町村と合同で策定した方針のことです。
みどり東京・温暖化 防止プロジェクト	温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業です。

用 語	説 明
みどりのカーテン	ゴーヤやアサガオ、ヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁を覆い、強い夏の日差しを和らげ室温の上昇を抑えるものです。区でも区内の家庭、事業所、区有施設に、身近で始める地球温暖化・ヒートアイランド対策として、新宿「みどりのカーテン」プロジェクトに取り組んでいます。
みどりの記憶	藩邸跡地等の歴史を持つ公共施設や公園を中心としたみどりのことです。
みどりの実態調査	昭和 47（1972）年度より 5 年ごとに実施している、区内のみどりの現状を把握し、今後の施策に活かすために行っている調査です。
未利用エネルギー	河川水・下水等の低温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の低温排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称です。
もいちど倶楽部	新宿リサイクル活動センター常設の区民参加型不用品再利用システムで、家庭で不用になった衣類等を展示・販売しています。売上金は出品者の収入になり、売れなかった品物は持ち帰っていただくシステムです。

ヤ行

用 語	説 明
ユニバーサルデザインまちづくり	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、誰もが利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげることです。区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりの実現を目指し、平成 23（2011）年 3 月に「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定をしています。

ラ行

用 語	説 明
リサイクル活動センター	区民の3Rの推進拠点として、2館でさまざまな事業を行っています。施設運営には「指定管理者制度」を採用しています。 新宿リサイクル活動センターは、平成5（1993）年10月に開設、平成25（2013）年11月にリニューアルオープンしました。 主に不用品再利用事業「もいちど倶楽部」や講座・講習会、リサイクルイベント等を実施しています。 西早稲田リサイクル活動センターは、平成22（2010）年5月に開設、主にリユース家具を補修して展示・販売しています。
緑化計画書制度	区民や事業者が区内で250㎡以上の土地で対象となる建築行為を行う際、一定基準の緑化をすること及び緑化計画書の提出を義務付ける制度です。
緑視率	人の目から見える緑の割合のことです。区では、地上1.5mで撮影した写真の中に占める緑の割合として算出しています。
緑被率	上空から見た時の、土地の面積に対する緑被地の占める割合です。緑被地とは樹木・樹林、草地、屋上緑地等をいいます。
路上喫煙禁止パトロール	路上喫煙対策の一環として、路上喫煙等の禁止を指導啓発しているパトロールを指します。具体的には区内の主要駅周辺などで、路上又は歩行喫煙者に対し条例により路上喫煙が禁止されている旨を伝え、路上等での喫煙を止めるよう指導しています。また、公共喫煙所の案内や喫煙所のエリア内喫煙の誘導も行っています。

ワ行

用 語	説 明
早稲田のみょうが	江戸時代に早稲田地区で栽培されていた江戸野菜のことです。明治以降の宅地化やみょうが畑の減少により、一時姿を消しましたが、近年、早稲田大学の学生たちで結成された「早稲田みょうが捜索隊」により発見され、栽培復活されました。

英語表記等

用 語	説 明
COOL CHOICE (クールチョイス)	平成 42 (2030) 年度の温室効果ガスの排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。
I C T	Information & Communication Technology の略です。情報や通信に関する技術の総称です。
I P C C (気候変動に関する 政府間パネル)	人間の活動の影響による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63 (1988) 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (U N E P) により設立された組織です。
L E D	Light Emitting Diode の略です。日本語では発光ダイオードと訳されます。従来の点灯管式蛍光灯照明を L E D に交換すると、消費電力は約 50%、一般電球などを L E D に交換すると、消費電力は約 15%になります。
N O x	窒素酸化物の総称で、発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素が発生し、また酸化されてより安定的な二酸化窒素となり大気中に排出されます。これらの窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがあります。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成します。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められています。
P C B	P C B は Poly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に 209 種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナー P C B (コプラナーとは、共平面状構造の意味) と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。 溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されました。

用 語	説 明
P M2.5	大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter）のうち、粒径 2.5 μm以下のものを指します。肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されています。
P R T R	有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。P R T Rは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称です。
V O C	揮発性有機化合物（volatile organic compounds）の略称です。塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され、蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物を総称します。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が該当します。
Z E B	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）の略称です。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロまたはおおむねゼロとなる建築物のことです。Z E B（ゼブ）とも呼ばれます。
Z E H	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称です。「住宅で年間に消費するエネルギー量」と「住宅で年間につくるエネルギー量」の差がゼロ、もしくはつくるエネルギー量のほうが多くなる住宅のことです。Z E H（ゼッチ）とも呼ばれます。
3 R （スリーアール）	R e d u c e（リデュース）、R e u s e（リユース）、R e c y c l e（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、平成 12（2000）年の循環型社会形成推進基本法において、考え方が導入されました。 R e d u c e（リデュース）＝発生抑制。マイバックでの買い物や詰め替え商品の利用など、ごみになるものを減らすこと。 R e u s e（リユース）＝再使用。修理する、他の用途に転用する、必要な人に譲るなど工夫して繰り返し使うこと。 R e c y c l e（リサイクル）＝再生利用。処分する際にごみと分別し、再生資源として活用すること。

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあって、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人びとが、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

一 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、

いつでも環境を良くすることを考えて行動します。

一 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある

資源を大切にします。

一 私たちは、自然環境とのきずなを深め、様々な生物がともに生きる環境

づくりをめざします。

一 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えた

つながりを大切にします。

平成6年6月5日 新宿区